

1. 平成29年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成29年9月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	13番	上田謙市
14番	武藤忠樹	15番	尾村忠雄
16番	渡辺友三	17番	清水敏夫
18番	美谷添生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

12番 清水正照

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸

消 防 長 桑 原 正 明

郡上市民病院
事 務 局 長

古 田 年 久

国保白鳥病院
事 務 局 長 藤 代 求

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議 会 事 務 局
議会総務課長

古 川 義 幸

議 会 事 務 局
議会総務課主査 武 藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の出務、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、12番 清水正照君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には7番 森喜人君、8番 田代はつ江を指名をいたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序につきましてはあらかじめ抽せんて決定をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でよろしくお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えをお願いをいたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（渡辺友三君） それでは、11番 古川文雄君の質問を許可いたします。

11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） おはようございます。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は3点について質問させていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

1点目でございますが、美並大矢地区の工場敷地の早期有効活用に向けた企業誘致と雇用の確保に向けてでございます。

美並町大矢の桂昌寺横の工場用地約1.6ヘクタールの土地が、平成13年8月に名古屋市の大手企業によって敷地造成整備が完了し、すぐ工場用地に活用できる状況にあります。この土地につきまして、ことしの春、土地所有者である名古屋の会社から土地を売却したい旨の話を郡上市に話をされております。せつかくの工場敷地ですので、近年、私も職員の方と一緒に有効活用のために会社に出向き、活用要望等にしてきております。早期に郡上市として企業誘致のために工場等の有効活

用に向けて土地所有者と話をしていただき、可能であれば郡上市がこの土地を購入することも検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、この土地につきましては登記処理を市との申し合わせにより会社側が行うことになっております。この土地の登記処理が終わらないと企業誘致ができないと思いますので、早期解決するためには市が積極的に会社と協議、交渉を行っていただきまして、嘱託登記として市で対応していただくことも課題の解決につながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

用地の測量等の経費を土地購入単価と調整いただく等、会社との話し合いにより早期に課題解決に向けて取り組んでいただけないでしょうか。そして、企業誘致につきましては県の企業誘致課と連携をとっていただきまして、優秀な企業の誘致に努力をいただきまして、郡上市の雇用の確保、増大に向けた取り組みを望みますが、いかがでしょうか。

あわせて、2020年の東海環状自動車道の西回りルートの完成前を好機として捉え、そこを目標に企業誘致に取り組んでいただけないでしょうか。

以上、1点目をよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺友三君） それでは、古川文雄君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

御指摘の工場誘致でございますけど、近隣で操業している会社が工場拡張のために平成11年から13年にかけて造成されまして、その後、業界の状況が変化した、そういった要因によりまして工場が建つことなく現在に至っている、そういうものでございます。

ことしの3月末に、今お話ありましたように当該の会社から、この用地の購入を希望するほかの会社等があれば、そこへ売却したいというそういう意思表示を市に対して示されたところでございます。

そして、この用地を市が購入するにしましても幾つかの課題がございます。まず、会社と隣接する地主さんとの境界等の問題がございますが、これは会社と地主さんで解決をするということになってございます。また、旧美並村と会社の覚書で、土地の登記に必要な測量等の業務は会社の経費負担で行うというふうに決まっておりますので、市はまずはこの覚書に従って、経費企業負担と、会社負担というそういう条件で交渉してまいりたいというふうに考えております。また、もう一つの課題としまして、いわゆる会社の希望してみえる売却の価格が、現在の地価と差があるということも課題というふうに思っております。

しかし、この用地につきましては、既に県の企業誘致課に依頼をしております。郡上進出を希望する企業に対してこの用地を紹介いただくように依頼がございまして、県庁から郡上市へそういった情報が入れば、郡上市が中に入って、いわゆる両者のマッチングを行って調整を図るとい

うことも可能でございますし、現にことし夏前には進出希望情報が入り1件調整しましたけれども、条件が合わなかったと、そういった前例もございますので、これはまだ可能性が残っているというふうに思っております。

また、時期につきましては、御提案のとおり東海環状西回りルートの完成も一つのめどとして考えております。

また、現在、美並地域の別の場所において、岐阜県の事業である工場開発可能性調査事業を活用しまして、県の費用で造成費用の試算まで行くと、そういうことも決まっておりますので、本件はその結果も踏まえて比較し、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 土地の登記処理の関係はどうでしょうか。嘱託登記の関係はどうでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） その件につきましても、覚書でいわゆる会社のほうでまずは経費を負担するというふうになっておりますので、その方向に従ってまずは交渉していきたいと、そういうことでございます。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございました。

土地の造成整備から16年を経過しておりますことと、土地の丈量測量と登記関係はそんなに大きな問題ではないと思います。会社も大手の企業であります。ぜひとも早い機会に会社側と話をしていただきまして、工場敷地の早期有効活用に向けて御尽力をいただきたいと思います。

あわせまして、市長さんの英断を望みますが、総括的に市長さん、いかがお考えでしょうか。よろしく願い申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、この件につきましては古川議員さんも、当時、美並村ということでおかわりいただいておって、一番御心配をいただいていることだというふうに思いますけれども、ただいま福手商工観光部長が申し上げました方針に従って、できるだけ早くこの土地に企業が立地をして有効活用されるよう努力をいたしたいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） ありがとうございます。

特に土地の問題が残っておりますので、部長さんのほうで特に会社側と積極的に早期に話していただきまして、早期に工場敷地となるように御尽力をお願い申し上げまして、1点目の質問を終わります。

2点目でございますが、市内タクシーの現状とタクシーの有効活用、支援方法と位置づけについて伺います。

公共交通対策の中で、タクシーの位置づけは重要であると思っております。市の公共交通会議の開催状況と主な内容、意見等の状況と対応状況はいかがでしょうか。

最近、市内のタクシー会社の状況を耳にしますが、大変厳しい状況とお聞きをしております。郡上市が把握している市内タクシー事業者の概要、現状はいかがでしょうか。まずは郡上市としてのタクシーの活用状況はいかがでしょうか。

近年の高齢化の進行によりまして、バス停までも行くのに困難な方が多くなる中で、6月の私の一般質問における答弁でもデマンドバスについて前向きに早期に検討しますとの答弁をいただいております。デマンドタクシーの買い物支援、病院通院等、福祉面でもタクシーの活用方法も含めて早期に取り組み、実施につなげることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、利用者の少ない公共路線について、公共交通の車両、運行形態を、タクシーの活用も含めた検討も必要と思われそうですが、いかがでしょうか。

観光面におきましては、長良川鉄道の駅、高速バス停等からの町内への移動客の増加も予想されまして、さらにタクシーの利用も見込まれると思います。郡上市におきまして、現在のタクシー業界の厳しい状況を耳にしますと、ややもするとタクシーが消えようとしていくことを考えると、「観光立市郡上」である地域からタクシーがなくなったらどうなるでしょうか。郡上市の交通手段としてタクシーの情勢を考えると、今こそタクシー運行への助成制度の活用、強化等の支援策が必要とされる時期と考えますが、いかがお考えでしょうか。

郡上市として公共交通網の計画なども含め、タクシーの位置づけと支援策をどのようにお考えでしょうか。2点目、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、古川文雄君への答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、最初の公共交通会議の開催状況についてでございますけど、平成29年度におましては、2回、公共交通会議を開催しております。

内容でございますけど、1回目におきましては生活交通確保維持改善計画、これは国庫補助を受けるために必要な計画でございますけど、その承認。それから、今年度作成します郡上市の地域

公共交通網形成計画の作成に係る地域での検討会や懇談会の開催、それからさまざまな調査を行う旨の説明を行いました。そのときの意見としましては、新たな公共交通形態としてタクシーを活用したデマンド交通の提案がありました。そのほかとしましては、計画策定のための各種調査の中で、特に利用者、高校生であるとか高齢者等の意見をしっかりと聞いてほしいと、そういった意見もございました。

それから、2回目の協議事項でございますけど、これにつきましてはバス路線のルート変更やダイヤ改正のところ、それから自家用有償運送、これは市町が運行する福祉運送もございますけど、これの申請についての更新についてのこと。それから、公共交通網形成計画におきまして調査をしましたので、その調査の進行状況の報告ということで調査結果の報告を行いました。その場の意見としましては、収集したデータなどの分析をさらにを行い、今後、もっと広く意見を聴取してほしいということ。そういった中において公共交通の実態把握と課題の抽出を行っていただきたいと、こういった意見をいただきました。

それに対応としまして、意見に対して、現在、市でございますけど、この利用者の意見をよく聞くということにつきましては、7月に行いましたOD調査に、その利用者の、調査の人にその趣旨をよく説明して、その人の利用目的や改善要望等について細かく聞き取りを行いました。それから、タクシーのデマンド交通の提案につきましては、現在、作成中の交通網形成計画、この中でよく検討していきたいというものでございます。それから、アンケートの分析結果などを広く周知ということにつきましては、今、開催しております地域公共交通の懇談会、そういった場において分析結果を周知しまして、さらにその分析結果ができ次第、公表していきたいというふうに思っております。

こういったような対応を行っておるところでございますけど、今後、今行っております、それからこれから行われます地域ごとの検討会や懇談会、そういった中におきましてさらに意見を収集し、協議を進めていきたいと思っております。さらには、福祉、それから観光部局、市の中でございますけどありますので、そういったところと連携しながら、市民のニーズを分析しつつ、この計画を進めていきたいというふうに思っています。

それから、2点目のタクシー事業者の概要でございますけど、現在、事業者数は市内に5社ございます。運転者数は22名、それから運行台数は20台という状況でございます。

輸送人員でございますけど、平成28年度の実績は14万2,821人ということでございまして、この数字につきましては5年前の平成24年度の輸送人員と比べて1割程度減少しておると、こういったものでございます。

それから、市としてタクシー事業者をどのように活用しておるかというところでございますけど、これにつきましては自主運行バスの運行委託、それから小中学校の部活や社会見学等での利用、そ

れから選挙執行時における投票箱の送致、それから小中学校の健診時の医師の送迎などで利用しておると、こういったタクシー業者を利用している実態がございます。

それから、今後のデマンドタクシーをする上でのタクシーの位置づけでありますとか、利用者の少ない交通路線についてのところがございますけど、利用者の少ない公共交通路線につきましては、まずは利用者の増加対策を行いたいということは第1点でございますけど、その効率化を図るという意味におきまして、今、路線バスにつきましては11人以上の定員のバスで運行しておりますが、こういったところにつきましては効率を図るというようなことで車両を小型化して効率的な運行をするということもございます。また、そのほかとしましては、議員御指摘ありましたデマンド交通、デマンドタクシーですね。そういったタクシーの方式の検討もする必要があるかというふうに思っております。

デマンドタクシーの位置づけの検討の今の状況でございますけど、課題がございまして、一つの課題としましては、デマンドタクシーについての陸運局の運行許可の違いというものがございまして、デマンドタクシーの運行をするに当たりましては乗り合い方式の運行許可が必要になります。現在の市内のタクシー業者が持っている許可というのが一般の乗用の許可でございますので、乗り合いに関する許可が持っていないということが一つございますので、今後もしデマンドタクシーを導入しようと思いますと、誰が運行主体となってそういったことをやっていくかと、そういったことをよく検討する必要があるかと思えます。

それからもう一つの課題としましては、2つ目でございますけど、当然、デマンドタクシーをする場合になりますと、一定の車両が必要になりますので、そういったところについて車両が必要ということになりますと、当然その運転手、乗務員の確保も必要になります。先ほども説明しましたけど、市内のタクシー業者は5社ありますけど、半数以上は市が運行する自主運行バスの委託を受けておりますので、そちらのほうに現在も運転手が割かれているという事情がございますので、そういったデマンドタクシーによりまして新たな車両がふえることによって運転手の需要も必要となりますので、そういった確保をどういうふうにしていくかということが大きな一つの課題であるかというふうに課題として捉えております。

市としてタクシーの位置づけをどう捉えておるかというところでございますけど、「観光立市郡上」、こういった政策を掲げておりますので、タクシーがなくなるということにつきましては何とでも避けていく必要があるということでございます。

そういった観点から、現在、タクシー事業者との意見交換も行っておりますし、そういった実情について聞いております。こういったところから、年間14万以上の運行実績があるこういったタクシー業者につきましては、公共交通、こういったところにつきましてしっかり位置づけをしたいと思えますし、交通施策としてタクシーの利活用、そういったものもこれから考えまして公共交通網

形成計画の中に何とかして盛り込んでいきたいと、こういうところでおりますので、よろしく願いしたいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

今ほどの答弁にもありましたように、公共交通会議の開催も現在2回目であるということと、地域における公共交通の懇談会も現在開催途中であるというふうに聞いております。そんな状況の中、意向把握中であると思いますので、早期に市民の皆さんの意向を把握いただきまして、デマンドバス等高齢者の交通政策の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

特に高齢者のためのデマンドバスにつきましては、美濃市ではデマンドバスの「のり愛くん」ということで市からタクシー会社に年間約4,500万円が委託料として支払いをされておまして、タクシー会社はその委託料により経営の安定につながっているというふうに聞いております。

市内のあるタクシー業者では、事業をやめられる会社もあるというふうに聞いております。「観光立市郡上」においてタクシーは公共交通の足としてさらに高齢者を初めとした福祉面においても重要な役割があります。タクシー会社の維持、存続に向けて、各種支援施策の早期実施とデマンドバスの早期運行を望みますが、先ほど来申し上げておりますが、市長さんはどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいま部長のほうからも説明をしましたように、現在、郡上市内のタクシー業者5社があつて、タクシー需要に応じておっていただいているんですけれども、年間のいわば輸送人員が14万人余ということでございます。これはバスの輸送人員の二十数万人のほぼ半分ぐらいに匹敵する。大変やはりこの使用の仕方とか料金体系とかいろんなものは違いますけれども、市民の皆さんの急に入院をしなきゃいかんとか、その場合はもちろん救急車もありますけれども、いろんな需要に応じて、あるいは大きな荷物を持っているときとか、観光客にとっても非常に大切な、やはり私は交通の足であるということは認識をしていかなければいけないというふうに思っております。

先ほど来おっしゃっていらっしゃるように、「観光立市」ということを目指すということからしても、やはりタクシーのない観光地というのはちょっと考えにくいということもございまして、何としてでもやはりこのタクシーを運行しておられる方々、あるいは交通関係の皆さんと話し合いをする中で、この郡上市におけるタクシーというものも今後も存続を図っていかなければいけないというふうに思っております。

これまで市の公共政策としては、まずは乗り合いのバスというようなものをいろいろ助成策を講じてきたところでありますけれども、新しい時代に入ってきているのかなという一面、そういう思いもございます。

このタクシーの問題につきましては、経営者の問題ということと、それから運転をされる従事者の問題というようなこともございます。いろいろとこれからの郡上市の日常の生活交通の足を守るということと、それからそうした「観光立市」として発展をしていくということの観点の両方から、今後のいろいろな存続方策、そうしたことについては行政が何をすべきかということについても深くいろいろと検討はしてまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁、ありがとうございました。

課題はたくさんあると思いますけれども、特に高齢者のデマンドバスの冬期運行等、タクシー関係業界の維持、存続に向けまして御尽力をいただきますことをお願いを申し上げまして、2点目の質問を終わります。

3点目でございますが、宿泊施設の改修補助金の活用、交付状況と補助効果をどのように見込まれるか。また、補助制度の充実についてでございます。

今年度、郡上市の新たな取り組みとしまして宿泊施設の改修補助金の交付要綱が制定されました。この制度は、地域産業の核となる観光・交流産業の活性化に大きく貢献できると思っております。

郡上市宿泊施設改修補助金は、当初予算では5,000万円が計上されておりますが、29年度の補助金の交付決定件数と今年度の交付見込み件数、その改修の主な内容、事業費はどのような状況でしょうか。あわせて、補助による経済効果はどの程度見込まれておりますでしょうか。

改修、新築に対しての助成制度について、事業補助金の交付要綱に新築も対象とされておりますが、補助金の限度額が現在の要綱では300万円となっております。市内の観光宿泊施設の中で改修、新築につきましては、その内容も規模もさまざまであると思います。この機会に市内の観光事業者が宿泊施設の改修、新築に取り組みやすくするために、改修につきましては補助金の限度額を現在の300万円から拡大すること。新築につきましても300万円の限度額からの増大すること。補助内容につきましても、きのうの一般質問でありましたけれども、補助内容につきましても設備の老朽化も対象とすることなど、内容を充実させることを望みますが、いかがでしょうか。

郡上市として補助制度の充実は観光事業者への積極的な支援につながり、「観光立市郡上」実現につながると考えますが、いかがでしょうか。3点目、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えいたします。

宿泊施設の改修等支援事業、これはことしから始めた新しい事業でございます。実績としましては、ことしの4月から8月末までに12件の申請がございました。12件ございまして、3回の審査会を開きました。そして、交付決定をしたのは11件でございます。1件は調整中ということでございます。また、事業に対しての問い合わせも市内全域から30件以上もらっているということでございます。

また、改修内容についてでございますけれども、まずコテージの新築、あるいはトイレ、風呂の改修、厨房、ベランダの改築、そして宿泊客予約システムの導入というのもございました。また、空調設備の整備などもありました。

全ての改修工事費の合計額は約9,300万円でございます。補助の申請額は2,738万9,000円でございます。

改修の経済効果としましては、事業費9,300万円の施工は地元業者が約98%を請け負っておりますので、市内への経済効果はあるというふうに考えております。

議員御提案の新築も補助対象にという件は少し詳しい御説明しますと、現在の補助要綱でも旅館業を営んでいる者が旅館業法の許可の範囲内、これは現行建物の2分の1以内で新築する場合には対象としております。現にそれで1件は認めております。しかし、新しく旅館業を開業する人、いわゆるまだ旅館業の免許を持っていない人、この方から申請来た場合に、この補助金を使いまして建てるようになりますと、可能性の問題ですけれども、いわゆる旅館業の許可がおりなかった場合に、そのときにいろいろとそごが起きるといふかそういうことございますので、それも考えまして、現在ではまず旅館業の許可を持った人に限りまして新築というのを認めていると、そういう状況でございます。

また、補償限度額の300万円と補助率の50%、これにつきましては他市の先行事例ですとか、おおむねのいわゆる客室等の改修費等を勘案して設定しておりますので、まず、ことし始まったばかりでございます。当面はこの規定で進めていきまして、事業成果を検証したいというふうに思っております。

あと、いわゆるこの補助事業の目的は、あくまでも宿泊施設をグレードアップして宿泊客をふやすというのが目的でございます。ですので、施設老朽化の修繕のみでは対象にしてないというのは御理解願いたいと思いますし、ただし、きのうも御回答いたしましたように、いわゆる施設のグレードアップとあわせて火災報知装置の設置を行う場合には、その火災報知機も含めて補助対象として審査会で検討すると、そういうふうにしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

（11番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

観光客の増加ニーズに対しまして、市内の観光宿泊施設は不足していると思われます。新たに観光宿泊施設を起業される方を初め多くの方々が利用しやすいように要綱の見直しを行い、制度を充実させていくことが望まれますが、市長さんはいかがお考えでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

ただいま答弁しましたように、この制度、今年度から新たに始めた制度でありまして、狙いは既存の旅館等宿泊施設をやっておられる方々が少しでもその受け入れ環境の改善をすることによって宿泊客を増加をしてもらいたいと、こういう願いで新しく制度化したものであります。現在、ちょうど年度の半分ぐらいのところまで来たわけですが、おおむねまだ5,000万の予算額の半分ちょっと、補助申請額ということになっておりますので、ぜひこれを活用していただきたいというふうに思っています。

若干地域的に、先ほど申し上げました12件の申請でありますけれども、八幡が2件、白鳥が2件、高鷲が6件、明宝2件と、こんな様子になっておりまして、私どもとすれば例えば大変観光客の多い八幡等においてももう少し申請があるのかなというふうにも思っておりましたが、現在のところはそういうところにとどまっております。ぜひ積極的な活用をしていただいて、宿泊客の増にまた寄与していただきたいというふうに思っております。

制度のいろんな御提言ございましたけれども、まずは初年度でございますし、もう少し申請の様子等、問い合わせも30件ほどあるということでございますので、そういうものの様子を見ながらまた改善すべき点は改善をしてまいりたいというふうに思います。

（11番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきまして、ありがとうございました。

いずれにしても、自主事業の実施1年目でございますので、まだスタートしたばかりでございますが、早期に皆さん方が活用しやすいようにするために、特に補助限度額の新築または改修につきましても拡大をお願い申し上げまして、3点目の質問を終わります。

以上、私の3点の質問に対しまして、細部にわたり御配慮ある御答弁をありがとうございました。時間を残しましたが、以上をもちまして私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、古川文雄君の質問を終わります。

◇ 森 喜 人 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、7番 森喜人君の質問を許可いたします。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

2つに絞りまして、高校問題と、それから地方創生ということで大きく分けて質問します。

高校問題につきましてですが、県立高校の受験が来年から自由化されるといいますか、県内全県1区制ということになったということでございます。本年決まったということでありますけれども、私も新聞で初めて知ったような状況でございます。まさに寝耳に水だったんですけれども、市は県から指導をどの時期にお受けになられまして、それから中学校等にこういった対応をされておられるのかということを教育長にまずお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お尋ねは経緯と対応についてと思いますので、お答えをいたします。

高校入試の実施について、岐阜県教育委員会がことしの6月5日に市町村教育委員会及び各中学校の管理職と進路指導主事向けに入試説明会を実施し、手続等のミスが発生しないように丁寧に時間をとって説明がされました。その6月5日の時点では、入試選抜の変更についての説明は一切ありませんでした。その後、6月13日に美濃教育事務所長を通じて全県1区等の変更について検討しているので、再度、入試説明会を行う旨の情報を得ましたが、その説明会の実施や入試の変更が正式決定する前の、議員の言われた6月23日に突然新聞に全県1区にかかわる記事が掲載されました。

この報道について県の松川教育長は、6月28日の県議会の中で全県1区にかかわる報道が議論が十分尽くされない段階で唐突にされたことは遺憾であると答弁をされております。

その後、各市町村教育委員会や校長会及び再度行われた入試説明会の参加者から要望を受けて、7月11日の入試の変更や学科の編成の決定通知に続いて、県教育委員会では生徒、保護者の混乱を防ぐために中学校3年生とその保護者に向けて、ここにあります「中学生とその保護者の皆さんへ」という説明リーフレットを作成し、各中学校に配布いたしました。このリーフレットを活用して各中学校では、中学校3年生の三者懇談で説明を行いました。また9月、今月に入りまして、ここにあります1、2年生用のリーフレットが作成されましたので、この資料をもとに現在、進路指導を行っている次第でございます。

なお、今回の入試の変更点については次の2点でございます。1点目は、岐阜県高等学校の通学

区域、学区を廃止し、通学区域を設けないこととする。つまり県内全域から出願が可能になったということ。２点目には、一部の県立高等学校において県外からの募集枠を設けるということですが、これは活性化において課題がある高校のうち、特色ある教育内容や全国で活躍する部活動を実施している県立高等学校が対象となっております。近隣でいいますと関有知高校のライフル射撃等が含まれて県内11校が対象となっております。

いずれにしても、これまでの進路指導で大切にしてきましたがこの学校に行くかではなく、その学校で何を学びたいかを大切に、将来を見据えた進路指導ができるよう指導をしているところでございます。

以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7 番（森 喜人君） よくわかりました。

これは県の事情といいますか、県外に岐阜県の中学生がかなり流出をしているというようなことからこういったことがされたということも聞いております。

郡上市の場合は今かなり郡上市から流出しているというところあるんですが、かなり外に出ておりますけれども、東濃とか西濃のほうには行くことができない、今の現状でできないということなんですけれども、全県1区になるということは郡上市に逆に東濃から、西濃から学生を呼び寄せられるということにもなるわけでありまして、そうした意味でいかにして高校生を郡上市に招くのか。そしてまたもう一つは、やはり郡上の学生を外に出さないようにするといひますか、そういったこともそうした戦略的なことを市長にお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思ひます。

今回のただいま教育長が説明をされた制度の変更で、実質的に郡上にとって何が変わったのかということと考えますと、今までも専門学科であるとか単位制の普通科であるとか、そういったところはもう既に全県1区になっておりましたし、普通課程においては隣接学区には行けると、こういうことになっておりましたので、郡上市の場合ですと例えば美濃学区ですけれども、岐阜の学区であるとか、あるいは飛騨の学区であるとかというところへは今も行けていたわけですし、向こうからも来れるという状態ではございましたが、今回の変更において普通課程において西濃学区へ行けるし、来られると、あるいは東濃学区からも行けるし、来られると、こういう状態になったということではございます。そういうことでありますので、これは流出という問題も考えられますが、逆に言うと御指摘のように流入というチャンスもあるということだと思ひます。

そういうことですから、これは一つはもうそれをするためには従来から私ども郡上市の高等学校の今後のあり方という中で、特に郡上北高校の問題等も提言をしておりますが、ひとえにまず学校の魅力のある教育をしていただくということに尽きるのではないかというふうに思っておりますので、引き続きそうした時代の要請に合った高等学校の充実ということを望んでまいりたいと思ひますし、今回、惜しかったなといひますか、ちょっとそういう選に漏れたので残念だと私自身は思っておりますのは、県外からの募集枠というものの中に例えば郡上北高校もライフル射撃等の射撃部等についてはこれまでも実績のあるところがございますので何かそういう形で選ばれてほしかったなという思いはございますが、いずれにしろ県外からも学生が来てもらえるような、そして県内の今までは学区、ちょっと入学できなかったそういうところもそういう枠が外れたということでございますから、一方で非常に郡上の出身の生徒たちが外へ行くという問題もございますが、その反面、そうした可能性が開けたという意味もありますので、積極的にこれを捉えるという形にして、市内における県立2校の充実に向けて私どもも強く要請をしてまいりたいというふうに思ひます。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ぜひ積極的にお願いをしたいと思ひます。もう既に郡上高校のほうでも剣道で市外から来て寮に入っている子もおります。そうした子たちがたくさん来てくれることを望んでおります。

それでは、2つ目の地方創生ということに入りたいと思ひます。

まさに政情も風雲急を告げてまいりました。しかし、いかなる政権になろうと、この地方創生という言葉は今後も非常に重要なことでありますので、本質的な話をさせていただきたいと思ひます。

これ、2014年9月、第2次安倍改造内閣の政策の目玉として推進されたのが地方創生であります。同年12月2日、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。

以下の質問は、実は石破初代地方担当相の本から実は出したこの質問でありまして、そのことにつきましてお答えをいただきたいと思ひます。

郡上市の現状と今後の取り組みについてをお聞きしたいと思ひます。質問の仕方としては、1番は単独で、2、3番はまとめて、そして4番は単独で、6番、7番はまとめて、そして最後に5番と全体的な市長の決意をお聞きをしたいというふうに思ひます。

先日、市長の答弁の中に合併特例債にかわるものとして地方創生債というようなことを言われました。このことも非常に私もちょっとびっくりして、また魅力を感じておりますが、このことの可能性につきましても後ほどお聞かせいただければありがたいというふうに思っております。

まず1つ目ですが、産官学金労言の連携の現状と今後の取り組みについてお聞きしたいと思ひます。

産官学という言葉はよく聞きますが、この地方創生ということで出されたのが金労言であります。金というのは金融関係、銀行であるとか信用金庫だとかそうしたところです。それから、労は労働組合。労働組合というのは郡上にはほとんどありませんけれども、働く方々の意見をどうやって酌み取るか。それから、言はこれは新聞であるとか、またテレビであるとかそうしたことに携わっている方々の意見を酌み取るということだと思います。

その産官学金労言の連携の現状と、それから今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室付部長 置田君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをさせていただきます。

産官学金労言の中の金融機関との連携につきましては、まず中小企業者の経営安定を図るために岐阜県信用保証協会の信用保証制度、これを活用しまして市内金融機関と連携して融資を行います小口融資貸付事業によりまして市内事業者のサポートを行っております。また、市内において新たに事業を開始しようとする方、また種類の違う事業に進出しようとする方、こういう方にはこれも同様に岐阜県信用保証協会の信用保証制度、これを活用しまして市内の金融機関と連携して事業資金の融資を行います郡上市チャレンジ支援資金融資の制度を設けております。

さらに、来年度設立をします（仮称）郡上市産業振興支援センターにつきましては、創業支援のワンストップ窓口や各種支援制度の情報提供のほかに、産官金が集う情報交換のテーブルづくりというものを行っていくということを予定しておりまして、市内の金融機関にもこのセンターの構成員として参画をいただく、そういう予定にしております。

こうした面におきまして、金融機関との連携を強化しながら雇用対策、それから経営者の育成、人材づくり等をしっかり行っていきたいというふうに考えております。

それから、地方創生の事業として行っております今年度から準備を始めております郡上カンパニーの取り組みにつきましても、実施をするプロジェクトにつきまして事業化の道筋というのが見えてきた場合につきましては事業を進める中で金融機関のサポートというものをしっかり得ながら、郡上の未来の仕事をつくり出す熱意ある経営者というものをしっかり育成をしていきたいというふうに考えております。

また、市内の金融機関のほうから行政との連携ができないかという申し出をいただいております。金融機関は産業界、それから経済界の情報を多く持ってみえますので、市内の金融機関が定期的集まる会合がございますので、そうした場で意見交換とか情報共有・提供などもしっかり行いながら、経営者の育成支援を含めて新たな連携のあり方についてもしっかり検討していきたいというふうに考えております。

(7 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7 番（森 喜人君） 池井戸潤の小説に半沢直樹というのが出てくるんですけど、この半沢直樹は本当に地域のために、本当に働く方々のためにということで一生懸命やる方なんですけど、そういう銀行マンがいるといいなと私は思っているんですけど。

さらに、言論界といいますか新聞社の方も本当に郡上市をくまなく回られて、非常に情報をたくさん持っておられます。そうした方々の意見もどんどん聞いていただければいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは次、2 つ目の事業評価、それから 3 つ目の K P I ということについて質問いたします。

この事業評価なんですけれども、私どもも実は議会改革なんかで事業評価の研修もしてまいりました。静岡県藤枝市に行ってまいりましたけれども、ここは市長さんが一生懸命取り組まれて、そして県から事業評価のためだけに副市長を呼ばれて、だけと言うと叱られるかもしれませんが、そういう方を呼ばれて事業評価をされている。そして、それも議会も同じように事業評価を取り組んでいかれているという、そういった藤枝市を学んでまいりました。

今までは補助金を国からとってくるというのは首長の仕事だったんですが、これからは事業の評価をしっかりと、そして次の事業につなげていくということが重要になってくると思います。

決算委員会でも出てまいりましたけれども、数多くの事業があって、本当にいろんな重なったものもあるんじゃないかと、まとめるべきじゃないかというような話もありました。そうしたこともあると思いますけれども、そうした意味でまさにこの地域に、このチェックシステムといいますかそうしたものをしっかりと持つべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そして、K P I ということです。K P I の的確な設置をということで質問させていただきます。

これは K P I というのは Key Performance Indicator といって、重要業績評価指標と、指数をしっかりと決めて、それに対して取り組んでいくということなんですけど、実はこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂版というのを先般いただきました。その中にももちろん K P I の数字が幾つか掲げられておりますけれども、地域によってさまざまなこの K P I をつくってやっていくんだろうと思います。人口の目標であるとか、出生率の問題であるとか、所得だとか、そうしたものを指標に挙げているということでもあります。

しかし、私は観光客の皆様方が訪れてくるわけでありましてけれども、観光客の数を 600 万とか 650 万という数字が出てますよね。これは恐らく K P I ではないと思うんですけど、でしょうかね。これちょっと確認したいんですが、K P I であったとしても、そういう数字だけが躍っていて、この数字は実はカウントの仕方が非常に曖昧でありまして、1 人を 2 人、3 人数えているということもあり得るということを知ったことがあります。

そうした意味で、こういったものだけ、数字だけが躍っている状況を見ると、非常にその取り組みが曖昧になってしまっているんじゃないか。むしろ今は少ないですけども宿泊数を本当に決めて、そしてそれに向かって全体で取り組んでいくということをするということ。そういったK P Iの設定を要望しますが、そのことについていかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） では、お答えをさせていただきます。

まず、行政評価の関係でございますが、行政機関、市が行う活動につきましては、事業計画の立案と予算の確保、これに基づきます事業の実施、その結果や成果の検証、検証に基づく必要な改善、改革という一つのサイクル——P D C Aサイクルでございますが——となっております。

この成果の検証の部分につきましても、これまでも実施機関であります議会とか監査委員などがその役割を果たしてきたというふうに考えております。ただ、近年では行政みずからがその活動成果を検証するという必要性が高まりまして、現在、多くの自治体でこの行政評価のシステムが導入をされているというところでございます。

郡上市におきましても、この行政評価、郡上市は行政点検ということで1年間の試行的な実施を経まして、平成18年度から本格的に運用を開始しているというところでございます。郡上市が行いますこの行政点検につきましては、まず総合計画の適切な進捗と成果というものを検証して、改善につなげるために行います施策の点検、そして施策を構成する事務事業の効果を検証しまして、行政サービスの最適化を図るために行います事務事業点検で、この2つで構成をしております。

現在の取り組んでいる行政点検につきましては、単年度の行政活動の評価を行うとともに、毎年度の評価の結果の積み重ねによりまして中長期的な施策の成果についても振り返ることができます。したがって、単年度決算であっても政策、施策、事務事業、このつながりの中で成果があらわれない事務事業を見直しながら、市として目指す姿の実現に向けて行政点検というものを活用していきたいというふうに考えております。

なお、市が行う施策や事務事業の中には、国とか県の財源を活用して行う、推進するものもたくさんありますけれども、こうしたものは全国一律で実施をしている制度上の評価は除きまして、基本的には原則として市の行政活動の成果がどうであったかということに注目して評価、点検を行っているということがございます。

総合戦略につきましては、今、議員がおっしゃったように今年度、改訂版をつくるということで今準備を進めております。10月上旬までには地方創生の推進会議を設置をしまして、この改訂版に盛り込む内容のほかにも総合戦略のK P Iの途中経過についても検証を行っていくというふうにしております。総合戦略の評価につきましては、この中でしっかり取り組んでいきたいというふう

考えております。

それから、K P I に絡んで例えば観光客、宿泊客数を増加をさせていくというようなこともございます。ことしの5月に山田桂一郎氏の講演をいただきましたが、この中でもこれからは観光客の入り込みだけではなくて、いかにお客さんの消費額を上げて、それを地域の中で循環させていくための仕組みづくりが必要であるということで御指摘がありました。具体的には宿泊客をふやして、滞在時間を延ばしていくための商品づくりが必要になるというふうに思っております。こうしたことで地域の中での消費額はアップさせるということにつながるというふうに思っております。

総合戦略の中で市内の宿泊の客数を、目標値なんですけど、平成31年に48万人というふうにしていきます。平成28年度の実績は45万人となっておりますので3万人の増というふうにしていきます。また、外国人の観光客の宿泊者の数も、平成28年が約1万7,000人となっておりますので、本当に大きな伸びを示しております。

観光課のほうでもこの外国人の観光客の宿泊者についてはいろいろ戦略的なインバウンド対策を行うということで、3年後の平成32年には4万人まで押し上げるという目標を掲げておりますので、「観光立市郡上」を推進するために市内の消費額を上げて、地域の中で経済を循環する仕組みというものをしっかりつくっていくということでございます。

観光商品のラインアップを充実させていくということもございますが、この滞在時間が延びて、それから宿泊数が増加するというので、郡上市に訪れる観光客をふやすという数値の目標に偏ることなく、こうした視点で経済効果を高めていければというふうに思っています。よろしくお願いします。

(7番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） ありがとうございます。

時間がないので次に行きたいと思いますが、4つ目です。国の施策の活用をどのようにしているかということです。

一つは、ビッグデータの活用状況と今後をお聞きしたいと思います。それからもう一つは、地方創生推進交付金の活用状況。それから3つ目は、地方創生人材支援制度、さらに地方創生コンシェルジュの制度の活用です。こうしたものをどのようにしておられるかということをお聞きします。

その中で特にビッグデータの中で私が非常に気になっておりましたのは、大学とか就職等で郡上市を出ていきますよね。そういった人たちが30歳までに戻ってこない、もうほとんど戻ってこないんだそうです。ですから、30歳までに戻る作戦を組まないと、もうずっと戻ってこないということですので、30歳までに戻る、そういった帰郷するそういう作戦があればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えいたします。

ビッグデータの利用ということでございますけれども、御質問の流れではいわゆる求人ですとか就職支援ということの利用かなと思いましたが、それについてはこの分野でまず従来の統計を生かすにとどまっているということでございまして、今まで観光分野でビッグデータ活用の例がございますので、まず御報告を申し上げます。

平成26年の観光連盟の事業としまして、ビッグデータと呼ばれる携帯電話の端末利用者の動態データを活用した事例がございます。これはそのデータを使いまして郡上市へお越しになった来訪者の出発地域、あるいは性別、年齢別の構成、あるいはどこに泊まったか、また市内どこをめぐったか、そういった動向をビッグデータで分析をしたということがございました。その結果としまして、郡上への来訪者は愛知県が特に多い。中でも名古屋市の比率が一番高いということがはっきりとデータ上からも確認できましたので、このデータはそれ以降の国内宣伝計画の参考にしております。

続きまして、若者への就職情報発信でございますけれども、これはやはり御指摘のとおり20代、30代はまだ帰ってくる可能性が比較的高い、40代になりますとがくつと落ちるというのは、紙ベースですけれども統計でも確認できておりますので、そういった人へのいわゆる情報発信としまして、雇用対策協議会の事業ですけれども、いわゆる大都市へ我々が出かけていって郡上市の合同企業説明会というのをことしの2月ですが初めて名古屋で開催をいたしました。また来年も3月に開催を決めておりまして、17の企業が参加予定をしております。

また、いわゆる若年層を呼び込む政策としましては、泊まる場所の手配ということで今年度から始めておりますけど、いわゆる移住の方が市内の民間アパート等に入居された場合には家賃の一部を補助するという制度を始めております。

また、企業に対するインセンティブとしましても、市外からの移住者あるいは新規学卒者を雇用された場合には雇用拡大奨励金というのを払うというインセンティブも設けておりますし、こういったさまざまな方策でもちまして市内企業の情報を提供したり、あるいは郡上への移住を促進するという政策を実施しております。

以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） ありがとうございます。

それでは、6番、7番、時間ありませんので行きたいと思います。

インバウンドの取り組みです。今、2020年にオリンピックが開催されますけれども、それまでに多くの方々が日本を訪れるだろうというふうに思います。数字を見ましても、郡上へもかなり多くの方々が来ておりますが、その各国の実績がわかればお教えいただきたいということを思います。

それから、インバウンドだけではだめだということでもあります。つまり、国内の方々、日本の人々たちを呼び込む作戦を組まなければいけないということで、学生であるとか、高給層、年配等のこの区別をしっかりと戦略を立てていくということが重要だというふうに思います。

そうした中で、今、B級グルメというのがありますけれども、そうしたものもありますが、これは全国大会もことしはないというふうなことも聞いておりますけれども、私はやっぱりこれはA級グルメを目指すべきであるということで、まさに今だけ、ここだけ、あなただけという、本当に今しか食べられない、ここだけでしか食べられない、あなたしか食べられないというA級グルメというものを目指すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、国内のお客様を問わず、やはり先ほど質問もありましたけれども、宿泊施設の充実ということ、それからホテルの誘致ですね。これはどのようにされるのかということもちょっとお聞きをできればというふうに思っております。

もう一つは、今、民泊が非常に盛んに行われています。これは学生たちが家庭の味を味わうという意味では非常にすばらしいことだというふうに思いますけれども、今、旅館業法で対応しておられるということですが、ことし、2017年、民泊新法ができるということです。これもこういった形で民泊新法ができて、どういった形になるのか、この民泊の現状とあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えいたします。

観光客の誘致は、立ち寄りよりも宿泊を目指すべきと、そういう御提案には全く同感でございます。そのための施策として先ほど申し上げました宿泊施設の改修等支援事業も今年度から実施しております。

また、実績でございますけれども、外国人の宿泊に関しましては、昨年1月から12月の合計で約1万7,000人泊でございます。1万7,000人。タイやシンガポール、香港、台湾などのアジアからの宿泊客が伸びましたので、前年の27年よりも5,200人増加で、率にして45%の増加ということでございます。国別では、香港が最も多くて3,127人、次いで台湾2,889人、韓国1,898人、こういったアジア諸国の宿泊客が大多数を占めております。これに対しまして欧米からの宿泊旅行者は国全体ではふえておりますが、郡上ではまだフランス54人、イギリス49人等、まだまだ少ないということでございます。

続きまして、観光はA級を目指すべきということでございますけれども、それについてももちろん同感でございますし、グルメということもございましたけれども、グルメではやはり郡上のA級ということで、今週末にも食の祭典と、ああいったイベントも通じて訴求してまいりたいと思っております。

さらに、ホテルについての御質問ございました。大型ホテルの郡上進出につきましては、以前から断片的な情報は聞いておりますけれども、まだ確実な話としては把握はしてございませんので、その御報告でございます。

最後、民泊新法についてでございますけれども、これにつきましては少しどういう制度かということをお話ししますと、いわゆる従来の宿泊施設といえますのは旅館業法で規定しておりますホテル、旅館、簡易宿所及び下宿という4つでございましたが、新しい民泊施設というのはこれに当てはまらない新しい形の宿泊ということで、大きな違いは、民泊施設というのは年間の宿泊提供日数が180日までというふうに上限が決められているということが大きい違いです。また、その民泊を開始する手続が都道府県知事への届け出で済むということが大きな違いでございまして、従来の旅館業法では知事に申請を行って営業許可を受ける必要があったというところで、そこが違うところでございます。

ただ、当然のことですけれども、いわゆる宿泊者の衛生及び安全の確保、また宿泊者名簿の備えつけなどは義務づけられておりますし、またインバウンド自体の法律として外国人の宿泊者に対しましては施設案内あるいは交通手段等について外国語で案内をすることということも義務づけられておりますこともこの新法の特色でございます。

また、少し言葉が重複するので整理していきますけれども、郡上でここ7年ほど取り組んでおります農家民泊につきましては、これは受け入れ民家が従来の旅館業法の簡易宿所の許可を受けることを要件としておりますので、民泊という言葉は同じでも、このいわゆる民泊新法による民泊の施設とは別物でございまして、郡上ではまだ新しい民泊新法によります施設というのは特に我々としては情報もつかんでおりません。

以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ありがとうございます。

かなりインバウンドもふえているということでございますし、民泊もこれから大きくふえていくというふうに思います。

さて、最後に市長にお伺いしたいと思いますが、5番は海外からの投資、交流というふうにかいたんですけれども、実は日本に定住している外国人は2016年末現在で238万3,000人であると。これ

は過去最高なんですけれども、総人口の1.9%ということだそうです。これは技術実習生といって3年間から5年間になりますけれども、そういう人たちも含めて、さらには違法滞在者も含めてということで238万人ということなんです。先進国は大体5%を超えているということです。

それで、これは国の問題でまことに恐縮なんです、移民政策ということも一つのこれは今後の課題になってくるというふうに言われています。そうなったときに、いわゆる日本人のアイデンティティの確立がないままといえますか、ないとは思いませんけれども、今、移民政策をとれば大変なことになるというふうに大体の日本人は考えられるというふうに思いますけれども、こういった移民政策でいい点は、やはり海外からの投資が極端に少ない日本ですから、そうしたものがふえていくのではないかとというふうにも言われているわけであります。

このままいきますと、日本はいろんな面でガラパゴス化といいますか、そうした状況になっていくのではないかとことを言われています。例えば自動車なんかもそうなんです、ハイブリッド車なんかを見てみましても、日本は大体40%の人たちがハイブリッド車を使っているそうです。しかし、外国へ行きますと5%ぐらいだそうです。ですから、日本だけなんです、ハイブリッド車に乗っているのは。そういったこととか携帯電話もそうです。ガラパゴス携帯と言われますよね。もうiPhoneなんかはどんどん進んでますが、とにかく日本という国はそういった意味で移民政策をとらんとだめじゃないかというふうに言われる方がいるわけですね。

そういったことも含めまして、実はこれから世界、海外、国際社会に目を向けるという意味で非常に重要な時期を迎えているこの郡上市ではないかなと思っています。そういう中で市長が実は今回、フランスのアルザス地方へ行かれて、またスイスのツェルマットに行かれたということで、これは両方とも欧米なんです。ヨーロッパでした。

先ほど福手部長のほうから話がありましたように、アジアのインバウンドは多いけれども、やっぱりこの欧米のお客さんが少ないということであります。これは本当にこれからそうした欧米の方々をお迎えする準備もしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、県知事は、古田知事は大変国際社会に目を向けておられまして、フランス語をしゃべれますし、英語をしゃべれますから、そうした意味で留学、向こうにおられたこともあります。そうした意味で、古田知事と一緒に行かれたこの日置市長が、これから郡上市をそういった意味でどういうふうになされようかとされておるのか。そういった決意も含めてお聞きをしたいと思います。

先ほどの地方創生債というものも含めて、市長の御決意をお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、郡上市発足以来、一時期、中国との交流というようなこともいろいろ模索をした時代がありましたけれども余りうまくいかなかったというよ

うなことで、その後は私が市長に就任してから海外との連携、交流ということについては正直申し上げましてどちらかといえば国内のまずいろんな友好交流であるとか連携ということを重点に置いてやってまいったところでございます。

そういう中で、ことしはどういうわけか私も7月からこの9月までの間に、先ほどお話ございましたスイスのツェルマット、それから香港、そして今回、フランスのアルザス地方というところを訪問させていただいたわけでありまして。そこで感じた率直な感想は、やはりこれから郡上市も開かれた地域をつくっていくという意味では、これはアジアのほうにももちろん引き続き目を向けてインバウンド政策やっていかなければいけませんし、またそうした、特にヨーロッパ等の地域ともしければ適切なそうした関係を形づくることによって、郡上というところに特にヨーロッパの方々なんかについても目を向けてもらうということは必要だなというふうに感じてきたところでございます。

ただ、今も話ありましたように、なかなか外国と実質的に意義のある連携、交流をするということは、なかなかの力わざの要ることございまして、古田知事さんのように確かに英語も、フランス語も直接しゃべれるというようなことでございますし、県のそうした連携には大変な数のスタッフが事前の調査をし、あるいは同行をし、そうした形でサポートをしております。それだけの力が、なかなか郡上市で今すぐといってもやはり難しいというのは実情でございますので、私はいきなりというわけにはいきませんが、そうした県などのサポートなどもいただきながら、今回、話のあったような地域について、アルザスのカイゼルスベルグ、そういったところといい関係ができればというふうに思っております。

こうして久しぶりにやはり海外へ行ってみると、そうしたグローバル化をしてくれているという中で、郡上市もいろいろと広く地球規模で目を向けて、そうして努力をしていかなければいけないということを強く感じておりますので、そうした面ではこれから性急にというわけではありませんけれども、やはり議会の皆様の御理解もいただきながら、そして一緒になって進めていければというふうに思っています。

それから、先ほどお話ございましたようにいろいろなことをやろうとしますと、どうしても財源問題というものがございまして。これは先ほどの地方創生の交付金という話もございましたが、この交付金の功罪ということもあって、確かに交付金を獲得するということは非常に大切なんです、また片一方、国の側からしますとばらまきというような批判を恐れる余りといいますか、非常に計画について事細かにチェックをして、その眼鏡にかなったものでなければ交付金出さないというような形で、いつの間にか地方創生ということが今まで地方分権とか地域主権とかって言われている中で、かなり国のコントロールが強くなってきているという面もございまして。

そういう面で、この財源問題というものを私はいわゆる交付税とリンクした地方債というような

ものを弾力的に活用できればいいなと思っております、そういういろんな地方創生事業に対する交付税リンクの地方債の創設というようなことを県の市長会あるいは東海市長会等を通じて要望しておるわけですが、どのような形ででも地方のやはりできるだけ自主性の尊重される財源措置というものの実現に向けて努力をしていかなければいけないというふうに思っています。

(7 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7 番（森 喜人君） ありがとうございます。

市長が大分変わられたということであれしく思っております。以前、私、国際交流協会の話をしたときに、全く関心がなかったというような感じがありました。そういう意味では、いよいよ変わっていくのかなという希望も感じさせていただきました。本当にありがとうございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどを予定いたします。

(午前10時47分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時59分)

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、公共交通のあり方、そして市内の情報機器の取り扱い、管理体制ということで、大きく2点に分けて質問を行います。

まず、1点目の公共交通のあり方ですが、本年度、全般的に見直し、検討後の課題を問うわけでありすけれども、郡上市における公共交通の課題、地域交通網の公共交通網形成計画の策定を進める中で、現在、市の取り組みの中の課題が見えてきているのか、そういったことについてまず担当部長より伺いをいたします。

資料を今回出させていただきました。経済新聞の「高齢者の「足」ルート柔軟に」ということと、それから先ほども11番議員の質問の中にありましたが、郡上市内のタクシー業界の資料を出させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第1点の質問について、担当部長、お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、現在の公共交通の課題というところでございます。

今、アンケート調査とか、あとOD調査などを行いまして、正式なその分析ですとか検証はただいま進めている途中でございますので、分析し次第、また詳しく報告をさせていただきたいと思っております。

現況でございますけど、バスを利用されている人数でございます。平成26年度は24万1,000人に對しまして28年度は22万7,000人ということで、バスの利用者は徐々に減少している状況が見られます。また、長良川鉄道の利用者につきましても八幡駅の平日の乗降者調査を見ますと、平成26年が平日でございますが1日317人に対して28年度は259人ということで、長良川鉄道につきましても減少しているということでございまして、こういった減少の要因につきましては、いずれも人口の減少が影響しておるといふふうに考えております。

それから、利用者の内訳を見ますと、バス、鉄道ともに学生の通学の割合が一番高くなっております。そのほかとしましては、高齢者が通院や買い物に利用しているという状況がございます。また、学生を除く一般の利用者としましては女性の方のほうが多く利用していると、こういった結果も出ております。

少子化によりまして学生の人数が減ることになりますと、利用者数、利用料金の収入の減少もこれからつながるということがございますので、これからの課題としましては学生以外の利用の推進、確保、こういったものも必要であらうというふうに考えております。

それから、アンケート調査でふだんの交通の利用にどういふことを利用しておるか、こういったところの質問しましたところでございますけど、回答者の約8割の方が、出かける際は自分で運転していくという回答がございまして、公共交通機関を利用するという回答は1割にも満たないという結果でございました。

それから、今後、バスの利用する意向があるかどうかという問いに對しましては、自家用車が運転できなくなるまで利用するという方が6割の方がそういった回答をされました。高齢になって運転ができなくなるまで運転を続けるという回答が、そういった方が多かったということではなかったかと思っております。

また、その一方でございますけど、免許証の返納がございましてそういった意向を問いましたところ、17%の方が返納する予定であるというふうに回答しております。これは一方では高齢者の交通事故が増加しているということからして、自分の体等の身体的な理由から運転できなくなる前に安全性を考えて早目に返納したいと考えている高齢者の方もみえと、こういったところもいる

んではないかというふうに考えております。

以上のようなことから、今後、高齢者の運転免許証の自主返納、そういったことが増加していきますと、やはり高齢者の足の確保というのは非常に重要な課題であろうかというふうに思っております。

それから、もう1点の課題と思っておりますのは、タクシーの活用も課題と考えておりまして、通院や買い物、それから観光などの多様なニーズに応えるためには、タクシーをどのように活用していくかと、これも大きな課題であろうかというふうに思います。

それから、最後の大きな課題としまして、費用負担、経費の負担の増大も大きな問題であるというふうに思っています。バス、長鉄ともに市の負担につきましては非常に大きなものになっております。市としましても、こういった経費が無制限に負担をしていくというところにはいけないというふうな思いがございます。こういったところを鑑みまして、公共交通の空白地、公共交通が行き届かない地域、こういったところの解消も必要がありますし、また逆に効率的、効果的な運行というのがこれから考える課題であるというふうに分析しております。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 現段階での課題を幾つか挙げていただきました。

いずれにしても、ことは形成計画の策定を進める大事な年であります。そんな中で、国の規制が今現在変わりつつあります。持続的な公共交通サービスの提供のために、あるいは人的・物的資源をいかに活用していくか、市の対応でありますけど、このことにつきましては資料の、経済新聞のことですけれども、国のほうといたしましてもやはり全国一律でなしに、中山間地域を含めた地域による移動手段確保が大きな課題となっている。そしてまた、過疎地での高齢者が快適にやっぱり外出するための環境の整備を進めたいということで、今、柔軟に取り組みをされているところであります。特にこの真ん中の四角の中では、今までの現行の一定のルートの運行できないこういったバス路線の既定から、右のほうのルートの変更後はこの範囲で、地域内であれば自在に運行ができますよということの改正。

いろんなことで取り組みがされようとしている中でありますが、高齢者の足の確保、効率的な公共交通の運行、サービスの持続可能な確保を目的に交通の環境整備が変わりつつある中で、例えば一般市民の、これは市内でも当然路線によっては混乗しておりますスクールバスと一般市民の乗り合わせ、そしてまた今、運輸関係につきましては路線バスに荷物等を一緒に載せるような貨客混載というそんなことの取り組みも国として進めているところであります。

このように国の規制が変わりつつある中で、市として効率的な公共交通の運行として、スクールバスとの混乗、あるいは積極的に踏み込んでもっと進めてもらいたい。特に自主運行バスや民間バ

スとスクールバスの関係については、お互いにこれは教育行政の権利ということが、言葉はどうかはわかりませんが、その辺のやはり枠をしっかりと行政側として改革として取り払い、今後、今取り組んでいるこの交通網のことについては、お互いの枠を取り払いながら市内のバス運行の効率化を進めていくことができないか、まずその辺についての改革取り組みについて考えをお聞きたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 今、国のほうにおきましても議員が御指摘のとおり、ルールでありますとかそういった規制のほうで改正によりまして、そういったことについて市としましても公共交通会議の中でそういった課題も踏まえて今検討しておるところでございます。

それから、スクールバスとの混乗等こういったところでございますけど、市としましては今、スクールバスに一般住民が乗るという混乗というのではなくて、現行にある交通機関ですね。そういったところにスクールバス的な機能を持たせるというようなところをとっております。

その実態でございますけど、スクールバスでの通学のほかに自主運行バス、それから民間がやっておりますバス、それから長良川鉄道を利用して通学に利用しております。特に民間バスですとか自主運行バス、長鉄を利用している学校につきましては、八幡中学校、それから八幡西中学校、それから白鳥中学校、それから明宝中学校、相生小学校がそれぞれ自主運行バスであるとか長良川鉄道、そういったものを通学に利用している実態がございます。

その背景でございますけど、今、スクールバスの台数でございますけど、現在34台ございまして、このバスにつきましては登下校のほか緊急時の通学対応、校外への社会見学、部活での大会の参加、それから保育園児の送迎、そういったさまざまなところで使用している実績がございます。

スクールバスをもう一遍運行するに当たってでございますけど、要は登校するために極端に長時間バスに乗ることがないような適正な乗車時刻、そういったことも設定しておりますし、学校の始業時間、それから登下校時間、そういったことにつきましても注意して運行をしております。そういったところからでございますし、郡上市の地形が枝洞等が多くあることから含めてもバス台数が非常に多くなっておるというようなことでございまして、現在、既にそういったところから既存の34台のバスをやりくりしながら、足りないような場合はバス事業者からバスを借り上げて運行していると、そういった状況でバスの運行に当たっておるということがございます。

それから、児童数も変わっておりますので、車両の大きさによりますけど、その年度によりまして満席になる年、そういった年もありますので、例えば一般市民の混乗ということを考えますとスクールバスに乗れないような状況も出てくるんじゃないかというようなことがございまして、現在のところ、スクールバスへの混乗というところは非常に難しいんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

しかし今、議員から指摘がありましたように、効率的な運行というのは非常に重要なことでございますので、今、策定しております公共交通網形成計画の中におきましては自主運行バスや民間バスへの児童生徒の混乗、そういうことも含めまして効率的な運行ができないかということを、各セクションの垣根を越えて検討していきたいというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ただいまそのような答弁いただきまして、ぜひともやはりこの機会にしっかりと、今までの流れを、枠を外してもいいですから、斬新な取り組みをぜひとも要望いたしておきます。

次に、タクシー事情の関係、現状と課題でありますけれども、このことにつきましては先ほど11番議員が質問されました。観点を変えながら質問いたしますが、八幡町内のタクシー事業者の事業の撤退という話が出ております。

特にやっぱりタクシーは、先ほど市長も答弁にありましたように観光客にとっては広く利用されるべきでありますし、またそれによってタクシー事業がしっかりと運営されていくことが大事でありますので、そしてまた観光客にとりましては観光地においてはやはり小回りがきく、またタクシー運転手等もいろいろな地域の情報を知っておりますので、そんなことを観光客にしっかりと伝えていく。それが観光地としての重要な役目を果たしているタクシー業界でないかと私は思っております。

現在、「観光立市」を打ち出しているこの地域振興を図っている中で、タクシー業者によるサービス提供は観光のまちとして本当に重要でありますので不可欠であると思います。先ほど市長、今後、存続するようにしっかりと行政ができることに検討するという回答がありました。

今回、資料を出ささせていただきましたが、先ほどの答弁の中に運送人員が、全くこれ14万2,000ということ、28年度。タクシー業界の資料が出てきたこの8万7,000人ですが、これは多分市のほうの委託をした乗客がこの中に入っていないんでないかしらと思っております。このことについてはよろしいです。

いずれにしても、5社の郡上市内にある企業が、やはりしっかりと今後存続するように取り組んでいかなければならない。そのことについては、今本当にもう近々にやめようかという企業と、それから将来を託せる希望がないんで、もう後継者はこのことはやらないということで家業を継がない業者もあります。今本当にもう、今取り組まなければならない課題なんです。そのことにやっぱりしっかりと行政も直面いただいて、市長も行政で検討するという回答がありました。市長公室長にぜひとも業界と真剣にそのことについて議論、討議をしてもらって、今後、そのことに取り組んでいくということを確約してもらいたいんです。検討しますよ、やりますでなしに、担当部は

市長公室であります。公室長、どうですか。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 我々もタクシー事業者の現状ということの情報を耳にしております。

そういった経緯から、今年度、八幡町のあるタクシー業者に直接お話を聞きに行きまして、現在の状況であるとか今後の課題。じゃ、どうしたらいいかと、そういうことについての話し合いも持たせていただきました。公共交通、バス事業者もありますので、そういったところについてもあわせて今後の公共交通、そういったことについてどうするんかというような話を持ちまして、さまざまな意見交換をさせていただきました。

そういった中で課題も見えておりますし、今後のタクシーへの支援、そういった等々のいろんなことも話をいただいておりますので、このことにつきましては今、公共交通網形成計画を立てておりますけど、そういった意見を参考にしながら、具体的な支援がどういったことができるのか。先ほど来話がありますデマンドタクシー運行する場合についての先ほど課題を申し上げましたことでございますけど、そこをどうやってクリアしていくのか。じゃ、運行主体はどうなるのであろうか。そういったことを今検討しておりますので、そういうところを含めまして、この計画の中に取り入れていきたいというふうに考えております。

八幡の中で観光の中のタクシー事業者がなくなるということは非常に市にとりましても重要な課題でございますので、こういったところがタクシー事業者も公共交通の一翼を担うとすると、そういう位置づけにさせていただきまして、今回の計画の中で具体的に今どういうふうなことをするということは言えませんが、何らかのことをしたいということで位置づけをしていきたいと思っておりますし、そういったことをこの計画の中に加えていきたいというふうに思っているところでございます。

（10番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 公共交通網の策定の中で協議ということですがけれども、私がお願いしたいことは、5社のもう先が見えておるんです。そのことについて、5社と真剣に市長公室長のほうで会合を持って意見交換をしてもらいたい。どう支援するかでないんです。何が問題あるか。自分たち業者として何がやっぱり彼らとしてこうなんだという実態がまだ恐らくなかなかわかってないと思うんです。そのことにやっぱり真剣に向き合ってもらうために、ぜひその会をやってください。やられるんかやられんか、お願いします。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 先ほども申しましたが、もう既に八幡の事業者とはそういった会を持っておりますので、今、議員が指摘ありましたように郡上市内5社ございますので、5社ともそういった会議を持たさせていただきまして、実態を把握し、今後できることについての協議の場は

持って、この計画の中に生かしていきたいというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ぜひよろしくお願いいたします。

本当に大切なことで、今やらなければ私は本当に間に合わんと思いますので、近々に迫っておると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、昨晚、実は八幡の地域協議会のほうでいろんな協議の中でやはり公共交通についての課題も議論をしたところでありますが、私はこのことについて、先ほど来の質問の中にどこかであったと思いますが、市民にアンケートのこともありましたし、そしてまた地域振興事務所単位の座談会ということもありました。とにかく広く地域住民の意見を聞く座談会の開催のことでありますが、住民に寄り添った公共交通として、今回、地域公共交通網形成計画を策定されるということで地域での懇談会を開催されますが、今後の公共交通サービスを住民に理解してもらうために、小学校区単位ぐらいの細かなエリアで座談会を開催してもらいたいと思うんです。地域振興事務所単位だと7施設であります。しかし、それでは本来ならもっと細かく入ってもらいたんですけれども、せめて小学校区域の細かく分けて座談会をしてもらいたい。やはり郡上は広いでありますし、地域地域にいろんな課題があります。それが地域一本では、その中にも枝洞がいろいろあって問題がありますので。

今までの合併以前の例えば農業関係を含めて住民の生活環境向上を目的とした座談会は本当にきめ細かく行われておりました。もちろん合併すれば、職員の問題、あるいはいろんな地域の課題等の問題も拾いながら、市長は時々、市長と語ろう！ふれあい懇談会もありますけれども、それはどうしても範囲が広がっておりますので、ぜひともこの機会に皆さんの施策や意見を聞く座談会を開催することができないかということで、住民の生の声を聞いていただきたい。

昨晚も地域協議会で話しますと、やはり八幡町だけでも空白地と実際に市街地の混在する公共交通の行き交うそういう地域と全く違うわけです。やっぱりそういう意見が本当にそうしたら、八幡地域内の全ての網羅した意見かという、なかなかそういうことが出てこない。だから、せめて小学校単位で、このことにつきましてはぜひとも、せっかく聞くんですから、公共交通も十分でありますけれども、いろんな市民生活も含めた、特に農業者なんかは以前と変わって今やっぱりいろんな課題がありますが、やっぱりそんなことについても話して、市民の声もありますので、あわせた会にぜひ持っていつてもらいたい。

それから、公共交通については昨晚も話も出ておりましたが、学生、児童の通学の足、それから市民生活、高齢者を含めたそういったことの足、そして観光客の足と、そういったことにやっぱり3つに分けることが、いろんな課題で全部ごっちゃまぜで話してもどうなんだという話もありまし

たが、確かにそのようなこともあります。それを全体的にまとめていくのが交通網の形成計画であると思いますので、ぜひともその中で話を、意見を聞いてもらいたい。

そして、費用のことについて、昨晚もちょっと感じたことは、職員はやっぱり心配するんですね。費用がこうかかりますよという、住民に何だそんな公共交通に関しての費用が住民にそう多くかかるとるのかどうなのかということをやっぱりちょっと心配されるんかしらんけど、私はしっかりとそういう費用のことについても、やっぱり市民にわかってもらうために堂々とそういうところでこうなんですよということを公表していくべきであります。市の広報でももちろん出ておりますけれども、生の声でそういう座談会等でそういうことの住民と顔を突き合わせた効果がきつと出ると思いますので、できれば何とか小学校校区単位でそういったきめ細かな地域意見を聞ける場の開催をお願いしたいと思います、担当部長の所見を伺います。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 公共交通に関する意見聴取を小学校単位の細かなエリアで座談会をというような意見でございました。

今、郡上市のところで計画するに当たりましては、地域公共交通検討会、前々から言っておりますけれども7地域でございます。そこでまず地域ごとの課題、それから今後の展開等についての話し合いの意見の聴取を持ちたいというふうに思っております。これは各振興事務所とも、いろいろどういった意見聴取をしたらいいかというようなところを、いろいろ話、広い立場から聞きたいというような話をさせてもらいましたところ、やはりそういったことを考えると地域協議会というのがございますので、こういったところの中から、そういった中で交通に関する部会ですか、そういったこともありますので、そういったところを基本にして地域の検討会のメンバーとなっていて意見を聴取したらどうやろうというようなところで始めておりまして、今、そういった地域における検討会というのは、そういった各地域の意見を集約できるような人がメンバーになってもらうことによって、地域としての意見をまとめていきたいというふうな思いを持っております。

そのほかでございますけど、これは自由参加によるものでございますけど、地域懇談会というのを開催しておりまして、この中においては一般の住民の方の利用者としての意見というのも広く提案等をしてもらいたいというふうに思っておりますので、今言いましたところの各地域ごとに設置しております公共交通検討会議の中で意見を求めること、それからもう1点としましては地域懇談会、こういった場がございますので、こういったところに参加いただいて、各地域におけるそういった地域独自といいますか、その中でも細かいエリアでの意見、そういったものを出していただいて、そういったところで意見集約をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

（10番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 現段階では行政マンとしての感覚で、別にそれが間違っとなると私は言いませんが、職員は大変やと思いますけど、地域事務所もあります。やっぱりしっかりそういったことを、本当に真の市民の声が多く聞こえることはどうやということを、これは別に交通網だけでなしに行政全般にわたることについてのぜひそういったことの意見聴取といいますか、そのような会合は今後いろんな形で持っていただくことを要望いたしておきます。

続きまして、2点目であります。

時間も迫ってまいりますが、情報機器の取り扱い体制ということで、指導者の取り組みについてを質問いたします。

このことにつきましては、情報機器の取り扱い体制、管理者の指導、取り組み、市職員の不正アクセスについて7月27日に処分の公表がされ、新聞の記事にも掲載されました。

このことについては以前から各種、私は情報はあんまり通ではありませんけれども、取り扱いについては市の体制のもとに本当に大丈夫でしょうか。いろんなことの各全般的な心配事でありました。しっかりと管理していくという報告を受けておりましたが、そういった管理体制の中で事件が起きたことは事実であります。

その反省点として、管理者の指導、取り組みについての説明をいただきたい。担当者の説明を求めます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 今、議員から指摘、質問ありました情報の管理、しっかりした管理、どういうふうにしとるかということでございますけど、まず市としましてはさまざまな情報を持っております。個人情報もございます。それから市政に関する重要な情報もあります。こういった情報資産を適正に管理するということは非常に重要でありますし、また個人情報の保護、そういったことに対することも非常に重要でございますので、そういうことがしっかり守れてこそ市の信頼性が確保できるんじゃないかというふうに考えております。

そのためでございますけど、情報の管理に関する基本的な方針あるいは対策基準、こういったものを定めました情報セキュリティポリシーというものを市は策定しております。そのセキュリティポリシーの中で、特に重要と考えておりますところが、1点目としましては、機密性の保護ということがございます。これは情報が外部に漏れることなく、許可された者のみが確実にその情報にアクセスできること。これの徹底でございます。それから2点目が、完全性の確保ということで、保有している情報が改ざん等、そういった手が加わることなく完全な状態で維持できている。これが2点目の完全性の確保というものでございます。それから3点目でございますけど、可用性の確保、

これにつきましては持っている情報に許可された者がいつでもアクセスできて利用できる、こういったところが重要であると、この3点をまず確保することに基準を置いております。

じゃ、このポリシーをどういうふうに組織的に管理していくかという運用体制でございますけど、これにつきましては副市長を統括責任者というものとしまして、各部長が委員となっております情報セキュリティ委員会というものを組織しております、今言いましたセキュリティポリシーを徹底すること。それから、それを実際に推進しております各課長に対して、そのセキュリティを守るような教育の実施、それから運用の状況について、各委員に報告をするということで指導をしております。

こういった体制でございまして、現在までやってきておりましたところでございますけど、今回のような事例が発生したということで、特に反省点といいますか、今回の問題点としましては、まず第1点目の機密性の保護というところで、本来であれば許可された者がアクセスしなければならないというところが、許可されてない者がアクセスをしたというところで一つ大きな問題があったということでございます。

それから、運用に係る体制の問題としまして、各課長、それから各職員はポリシーというものを理解して、それを確実に運用して、ちゃんと守るところ、そういったところにつきまして、それが守れなかった。課長からその職員に対して教育ですね。ポリシーについてのそういった教育に対してちゃんとした指導ができてなかった。こういったところが大きな反省点でありますので、今後は機密性の確保というものも完全にしていきたいですし、そういったポリシーの運用についてもちゃんとした教育をして守るところを重点的にやっていく必要があらうかというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） まず、この事件が起きて、情報機器の取り扱い、職員の意識の徹底ということで、今、反省点も踏まえながら担当部長申されましたが、職員のやっぱり意識の徹底、各部署での確認等が重要であります、市民の立場からいたしますと、今回の事件が情報漏えいに結びつくものであったのか懸念がされております。また、情報の流出があったのかなかったのか。また、その危険性の有無についてもどうであったか。また、懲戒処分の公表ということでいただいておりますが、そういった処分、6カ月間の10分の1減給ということでありますが、規定に基づいた処分であったのか。このことについて伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） この事件後の処理でございますけど、まず管理者への指導的な取り組みとしまして、すぐ先ほど言いました情報セキュリティ委員会を開催し、今回の事案について報告

をしまして、その各課長を通じて各課で今回のセキュリティに関することについての啓発を行うようにしましたし、市の庁議でもやりましたし、市の訓令ということで肅正を図りました。

そのほかの物理的なことでございますけど、これはマイナンバー関係と関連して取り組んだものでございますけど、要はインターネット環境を完全分離しておりますので、そういったことができましたので、6月をもって市のネットワークとインターネットが完全分離できまして、外部との通信を遮断をすることができましたので、そういったハード的なところもセキュリティ強化ができました。さらには、メールにつきましての上司認証、上司からの許可がないと送れなくなる、そういった点も今回、6月以降でございますけど、ハード的なこと、システムのなことにつきましても強化をされておまして、今回あったような外部からの侵入というのは現体制の中ではもうできなくなったというふうに思っております。

それから、さらに今後の各職員へどういうふうに徹底していくかということでございますけど、毎年行っておるんですけど、職員の階層に分けてまして情報セキュリティ研修というのが、J-LISというのがありますが、あそこが実施しているものでございますけど、これの受講を毎年推奨しております。今年度につきましては、こういった経緯もございまして、114名がセキュリティ研修を受講することになっております。これは前年度比較しましても非常に多い数字ということでございますので、多くの職員がこのセキュリティ研修を受講するということになっております。

また、これとは別にセキュリティ研修ということで集合研修としまして主任や主事が対象でございますけど、情報センターから講師をお願いしてセキュリティ研修も行っていきたいというところを考えております。

この情報漏えいの有無でございますけど、これにつきましては今回発覚しました以降、すぐこのネットワークを保守を委託している業者にその内容についてすぐ調査をお願いしました。そういったところで、当該職員の発報したメール等全てのことをチェックしましたところ、そういった情報が外部に漏れたと、こういったことはないということはわかっております。

それから、職員の処分についてでございますけど、これにつきましては郡上市職員の分限に関する条例というものがございまして、職員を懲戒処分にするに当たりましては指針が定めております。こういった指針の中で、今回、懲戒の対象としまして、分限懲戒委員会というのが実はありまして、そこで市長の諮問によりましてこういった事案についての、どういった分限懲戒が適正であるかということを決めるわけでございますが、そういった中でこの指針に基づいた結果と、それから過去の事例、そういったものを参考にしましたところでございますけど、そういったところに基づいて今回の処分については決定したということになっておりますので、よろしくお願いします。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 今それぞれのまず、特別な危険性のこと、あるいは外への漏れがなかったということではっといたしております。

公務員の原理原則、意識の徹底といえますか、市民に奉仕しながら、知り得た情報を、守秘義務があるという公務員の立場。そんなことから、最後にこの件について市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回の件につきましては、市民の皆さんの信頼を損ねた残念なことございまして、市民の皆さん方には御迷惑や御心配をおかけしたことについてはおわびを申し上げたいというふうに思います。

先ほど室長が申し上げましたように、今後、再発防止に向けて最大限の努力をしてみたいと思いますし、何よりも職員の自覚を求めて、再びこうしたことのないように努めてみたいというふうに思います。

（10番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 今後しっかりとやっぱり我々も含めて取り組むことが重要なことで、課題を浮き彫りにしたところであります。

さて、私も小さな製造業をやっておりますけれども、そこでPL法という法があるんですが、いつも社員に話をしておるところであります。製造者責任法であります。このことにつきましては、特に車のリコールがあったタカタの企業は恐らく皆さん御存じだと思いますが、一流メーカーが余儀なく撤退をすることになります。うちもその一部の部品もつくっておりました。こんなことは、ちょうど製造業というのはPL法ができてから10年間は、今、自分がつくったものは10年後にわかりますよ。今、車に乗っとるのは10年前に、あなたはここでつくりましたという責任なんです。それと同じように、しっかりとやっぱり職員はいろんな意識を高めながら、そしてひるむことなく公務員としてやっぱり市の憲章にもあります。仕事に誇りを持って、生きがいを持って取り組むということであります。

行政施策を進める一員として、権威と誇りを持ってしっかりと職務に精励いただくことを望みまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時40分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時58分）

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（渡辺友三君） 2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問としまして大きく3つに分けております。1つは障がい者、高齢者に優しい環境整備について、2つ目に小中学校の環境整備について、3点目に鳥獣被害防止対策についてを質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは初めに、障がい者、高齢者に優しい環境整備について質問をさせていただきます。

環境整備といいますが、これはバリアフリーということであります。郡上市では、魅力あふれる元気あふれるまちとしての持続的発展を続けていけるような地域社会をつくるため、平成29年度から「観光立市郡上」を旗印に掲げ、分野を横断した取り組みを進めています。広い意味での「観光」を進めることにより、内外の人がともに幸せを感じられる地域を目指しております。このような本市の取り組みは、高齢化が進む中、バリアフリー社会の環境整備をさらに推進する必要性があると感じます。

バリアフリーといいますが一般的には段差をなくすというようなことで用いられることが多いですが、バリアフリーとは、対象者である障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がい、また精神的な障がいを取り除くための施策、もしくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態を指すこととあります。

バリアには非常にさまざまな種類があります。物理的、制度、文化や情報、意識といったものに分類をされますが、かなりバリアフリーといいますがと広範囲にわたりますので、特に物理的バリア、建築物や道路の段差や急な坂、スロープ、狭い道路、環境、障がい者や高齢者の生活を阻害するものの形態にかかわるバリアについてであります。

市内の公共施設や公共施設等のトイレなどにかかわる市の現状や対応、また今後充実を図られるかお考えを伺いたないので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、森藤文男君の質問に答弁を願います。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいまは郡上市におけるバリアフリー化の問題につきまして、「観光立市」の観点を含めて御

指摘と御質問をいただきました。

この取り組みにつきましては、福祉政策をベースにして、また住民生活や教育、文化、また観光振興など幅広く公共サービスにかかわりますので、各部と協議を行った中で私からお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、公共施設の一部ではありますけれども、バリアフリー化の現状について調べた概要につきまして抽出して御説明をさせていただきます。

庁舎関連ですけれども、7つの施設中、スロープは全部できております。また車椅子対応トイレですけれども、白鳥、美並庁舎を除く5庁舎で整備ができております。庁舎内においての車椅子対応トイレ用のピクトグラム、絵文字や駐車場においてのピクトグラムなどのわかりやすい表示につきましては、ほぼ半数にとどまっております。

福祉施設では、これは抽出した18施設ですけれども、スロープはおおむね100%整備。また、車椅子対応トイレが80%台、駐車場のピクトグラムは30%台と、やはりこちらは少し低い状況でした。

教育、文化、体育施設におきましては27施設でございますが、この中でスロープは70%台、車椅子対応トイレも同じく70%台、駐車場のピクトグラムはやはり30%台と低い状況でございました。

観光施設では43施設を見ましたが、スロープは65%、車椅子対応トイレは約半数の50%台、施設のピクトグラムは50%弱と、駐車場のピクトグラムは30%台の整備でありました。

特に市街地の公衆便所ですけれども、狭い敷地内に設置しておりますのでバリアフリー化が特に難しく、旧庁舎記念館や城下町プラザ、また今般整備しました長良川鉄道の郡上八幡駅などの拠点施設で対応している現状がございます。

なお、ここで説明した施設は、庁舎を除きまして平成元年以降に整備した比較的新しいものを対象としましたので、これより以前のものはもう少しバリアフリー化につきましては率が低いということを申し添えさせていただきます。

国におきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が施行されておりますし、また官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準というものが国において定められております。これは法令の内容を満たすのみではなく、高齢者、障がい者を含む全ての人が安全に安心して円滑かつ快適に施設を利用できることを目指したバリアフリー化を推進するというふうにしております。また、県においても岐阜県福祉のまちづくり条例で同様の基準を示しておるところであります。

こうした時代の要請の中で、郡上市におきましても第3期地域福祉計画におきまして、誰もが安全で安心して暮らし、積極的な社会参加ができるよう、公共施設や道路等の環境整備を推進しますと、ユニバーサルデザインに配慮する旨盛り込んでおります。

具体的に言いますと、特に快適で暮らしやすいその環境では移動手段の整備ということと、それ

からもう一つは赤ちゃんの駅の設置をうたっておりますが、赤ちゃんの駅につきましては28年度末までに7カ所設置し、また7店舗の御協力をいただくお店が八幡、大和、白鳥、和良にできてございます。

以上のように、今後の施設整備や改修工事等に当たりましては、全庁的にこうした方針を踏まえて、条件等によっては必ずしもできるとは限りませんが、利用者に喜んでいただけるように努めていきたいと考えております。

なお、本年度は美並町高砂の美並ふるさと館において、特にバリアフリー化の事業でスロープを設置し、屋内の昇降機を設置しました。このようにバリアフリー化が必要であるけれども、現在、整備されていないところにつきましては、全庁的に調査し、精査し、必要と判断される場合は今後の予算協議にかけていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。

今本当に御尽力いただきながら環境は整備されておりますが、まだ全般にはまだ行き届いてないというところもあるようでございます。ピクトグラムに関しても、まだまだちょっと普及率がちょっと少ないようでございます。郡上八幡駅、これ長良川鉄道ですが、非常にトイレもオストメイト対応型のトイレで非常に充実はしておりました。しかしながら、郡上市内にはたくさんのそういった充実が図られていないところもまだまだございますので、どうかまた整備についてはよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目ですが、小中学校の環境整備について、これは2点ほどありますので、よろしくお願いをいたします。事前に資料をお配りしておりますので、それもあわせてごらんいただきながら質問をさせていただきます。

1点目ですが、エアコンの設置についてであります。

近年、地球温暖化の影響で、公立小中学校では熱中症などの健康面への配慮や、児童生徒の集中力向上、学力向上のための学習環境整備を考慮して、空調設備、冷房の設置率が非常に増加傾向にあります。

文部科学省では、公立学校施設における空調の設置状況について、平成10年度よりおおむね3年に一度調査を実施しております。紹介いたしますと、まず平成23年の調査結果であります。公立の小中学校の普通教室、特別教室における設置率は18.9%でありました。これが平成26年には29.9%、平成29年4月1日現在であります41.3%とかなり増加傾向にあります。

先ほどお配りしました資料をまた見ていただければいいんですが、この中に市内の観測所、これ

は長滝に観測所がありますし、あとは郡上八幡に観測所がありますが、郡上八幡の観測所のデータでございます。1981年から2010年までの30年間の平年値と、あとは2011年から単年ごとに値を出しております。これをごらんいただきましても非常に気温が上昇しております。

また、9月7日の新聞ですが、ここにも教室の冷房設置、自治体で温度差ということで、ここにも取り上げていただいております。

こういった中、特別教室というのは校長室、職員室、図書室、パソコン室、あと保健室というところにはエアコンは設置されております。市内では、普通教室にエアコンが設置されている学校は大和の南小学校と白鳥の北濃小学校、この2校だけであります。しかしながら、この大和南小学校におかれましてはエコメーター等を気にしながら使用されているということでありまして、白鳥の北濃小学校においては全室に設置ということではなくて、これは国道が近いということで騒音に配慮されたということで設置をされております。

この設置に関しては、非常にその費用対効果とか維持管理費など問題、課題は数多くあると思いますが、ランニングコストが安価なガス方式とか、メンテナンス性のすぐれた天井つり型などありますが、今後のエアコン設置に関するお考えを伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、最初に市内の小中学校のエアコン整備の状況についてお答えをしたいと思います。

現在、今、議員の御指摘どおり、小中学校ではエアコンを設置する場所については校長室、職員室、保健室、パソコン室、図書室の5カ所として、順次整備を進めております。

その設置状況については、中学校においては高鷲中学校の図書館を除いて、先ほど言いました5カ所のエアコンは100%が設置されているということです。小学校については、校長室は82%、小学校の職員室91%、保健室82%、パソコン室73%、図書室については50%と、そういう状況になっております。

本年度、29年度に小学校、大中小学校のパソコン室と中学校の明宝中学校の図書室の整備を行いました。今後も計画に基づいて順次、先ほど言いましたところについては整備をしていきたいなと思っております。

議員お尋ねの普通教室についてですが、現在、エアコンを設置しているのは大和南小学校の1年生から6年生の6教室と特別教室の1室、それから北濃小学校の道路沿いの先ほど言われました4年生から6年生の3教室、それから大和北小学校の特別支援学級の1教室、それから和良小学校の特別支援学級の1学級、合計、市内でいくと12の教室にエアコンを設置しております。

郡上市の学校については、比較的山や川などの自然が近くにあり、都市部に比べて朝夕の気温が高くないこと。また、少人数の学級が多く、教室内の密度が高くないこと。反面、冬季に冷え込みが厳しい地域が多く、暖房機やその稼働費の充実を図る必要があることから、現在、普通教室については扇風機で対応していただいております。

ただし、議員御指摘の資料にも温暖化のほうが進んでおりますので、今後、エアコンの増設については今後の検討課題と受けとめております。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。

よく現状に関しては理解をしております。しかしながら、この新聞の一部紹介させていただきますが、授業時間確保のために夏休みを短縮する傾向があり、真夏の学校での冷房の必要性が高まっているというふうにしてあります。確かに地域性というのはありますが、郡上市は比較的昔はちょっとしのぎやすい、涼しいというふうにして言われてきましたが、先ほどの提出した資料を見ただけならば、非常にその最高気温も年々ちょっと上がりまして、大変生徒の体調管理に関しても懸念をするところであります。ぜひハードルは高いとは思いますが、検討していただきたいと思っております。

ちなみにですが、県内の設置自治体に関して、岐阜市、比較的規模は同じな関市なんですが、郡上市に関して小学校は22、中学は8校あって全部で30ありますが、この関市は小学校が19で中学校が9で、ここは全部設置されております。あと美濃市、あとは山県市というふうになっております。

この費用に関しても、文部科学省では普通教室の空調設備においては設備費用の2分の1を交付する形でエアコンの設置を支援しているというふうな状況もあります。これは承知はされていると思いますが、ぜひこういったことも検討していただきたいと思ひまして質問させていただきました。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

これも小中学校の環境整備についてであります、トイレの洋式化についてであります。

市内の小中学校のトイレの状況については、まだまだ和式が非常に多い傾向にあります。私は大和出身ですので、大和の小学校は校長先生にお願いして回って調査をしてまいりました。大和の西小学校、大和南小学校、大和北小学校、第一北小学校、この4つの小学校において中も調べさせて、いろいろ見てきました。非常に和式がまだまだ多いため、児童は洋式の順番を待つとか、フロアによっては和式だけのために洋式のあるフロアに移動する児童もいるようです。今日の一般家庭のト

イレは洋式化が普及している中で、児童にとって和式がうまく使用できないため、場合によっては家まで我慢をして体調を崩す児童もいるということを保護者の方からもお聞きしました。

また、職員トイレが和式しかない小学校もあり、これは要望を出されて4年経過をしておりますが、まだ設置もちょっとされていないというふうなこともお聞きをしております。

今日のトイレ事情や多感な時期の児童生徒に配慮した環境整備の見通し、方向性についてお伺いをしたいので、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 市内の小中学校のトイレの現状と洋式化についてお答えをします。

小中学校のトイレについては、各学校の各階の児童生徒のトイレに男女それぞれ1カ所、男子1、女子1を洋式化することを目標に設置を進めているところでございます。現在、小学校では校舎棟の児童用トイレの洋式化率は37%、中学校の校舎棟の生徒用トイレの洋式化率は65%、小中全体でいいますと45%となっています。平成29年度においては、和良小学校のトイレの洋式化を実施しました。

議員御指摘の大和の4つの小学校の校舎棟のトイレの洋式化については、大和西小では61%、大和南小は47%、大和北小は45%で、各階男女それぞれ1カ所の洋式トイレを設置しております。ただし、大和第一北小学校については目標の値に至っておりません。

ほかにも市内にはそれを満たさない学校もありますので、早期に対応していきたいと考えております。

なお、児童生徒の洋式化を優先しているため、教職員のトイレの洋式化がおくれていますので、この点についても計画的に設置するように努めてまいりたいと思っております。

また、洋式トイレのウォシュレット化は全体の70%でございます。これについても今後も切りかえを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。

今、現状を言われましたが、まだまだ設置率は非常に低い値であります。トイレに関しては、先ほど公共施設のバリアフリーのところでもトイレに関して申し上げましたし、この小学校の洋式化についてもトイレの話をさせていただいております。

昨日の山川議員の質問の中にも長良川沿いでトイレをというふうな話もございますし、非常にトイレの設置、洋式化については検討課題が非常に多い重要課題であるというふうな気はいたしますので、ぜひそういった洋式化に向けての検討を進めていただきたいというふうにして思いますので、

よろしくお願いいたします。

それでは最後の質問ですが、鳥獣被害防止対策について伺いをいたします。

鳥獣被害防止対策については、複合的な対策、対策の組み合わせが必要で、本市もさまざまな対応をされております。防護柵、電気柵、わな、モンキードック、野生動物の出没を抑制するバッファゾーンの整備などあります。

しかしながら、国の鳥獣被害防止総合対策事業において、主軸は捕獲活動に移っているため捕獲による個体数調整を推進しておりますが、市内の狩猟者人数は年代別にはどのような状況か。恐らく高齢化による影響があるのではないかと。これが1点であります。

狩猟免許を持つ人は全国で2014年なんですけど19万4,000人と、約40年前のこれは3割台に非常に低迷をしております。60歳以上の方が65%を占めております。ただ、女性の免許所持者は3,184人と5年間で2倍になっていることから、市内の女性狩猟者の現状と今後、新たな担い手、狩りガールというふうにして呼ばれておりますが、狩りガールとしての可能性をどのように考えるか伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、市内の狩猟者の年代別の人数と高齢化による影響について、まずお答えいたします。

平成29年3月31日現在ということで、これは平成28年度末なんですけど、郡上市内の狩猟者、郡上市の猟友会の会員の総数でございますが337人で、これを年代別では20歳代が7人、30歳代が21人、40歳代が41人、50歳代が58人、60歳代が128人、70歳代が63人、80歳以上の方が19人というふうになっておりまして、60歳以上の方は210人ということで全体337人に占める割合は62.3%となっております。

狩猟者の高齢化が進んでいるかという点につきましては、5年前、平成24年3月31日ということで平成23年度末の状況がございますので、これと比較しますと平成23年度の猟友会の総数は237人で、うち60歳以上の人数は151人、63.7%となっております、結果的に5年間で狩猟者数の総数ですが100人増加しております。うち60歳以上の人は60人ふえておることになっております。

しかし、60歳以上が占める割合を比較いたしますと、平成23年度が63.7%で平成28年度が62.3%ということで1.4%ほど高齢者の方の割合は減少したということでございます。

また、近年3年間にしまして新たに狩猟免許を取得された方でございますが、平成26年度が39人、平成27年度が41人、平成28年度が25人で、このうち60歳未満の新規取得者の割合でございますが、平成26年度が53.8%、平成27年度が68.3%、平成28年度が60%と中若年層の取得割合が多くなっております。

狩猟免許の種別で申し上げますと、わなの狩猟免許所持者は増加傾向にございまして、平成23年度の149人から平成28年度には274人と1.8倍に増加しております。一方、猟銃の取得されておる所持者でございますが、これは横ばい傾向にございまして、平成23年が145人、平成26年には一旦136人に減少いたしました、平成28年度に145人ということで23年と同じ数まで回復しております。

このように郡上市では、近年、狩猟者は増加していることから、5年前と年齢構成もほとんど変わりません。著しく高齢化も進んでいるということはございませんから、ここ数年は鳥獣被害駆除への影響は少ないものと思われま。

しかし今後、少子・高齢化が進行し、人口減少が続くと、将来的には有害鳥獣捕獲が十分に実施できないというふうなことも考えられます。

続きまして、市内の女性狩猟者の現状でございますが、女性の猟友会の人数でございますが、平成23年度で3人ございました。それが平成27年度に3人、28年度に2人加わり、現在8人いらっしゃいます。全員がわな猟の免許を持っておられまして、そのうち3人は猟銃の免許も所持しておられます。ちなみに地区別でいいますと、この8人の方ですが、八幡が1人、大和が2人、高鷲が4人、明宝が1人というふうな内訳になっております。

女性狩猟者8人という数字でございますが、猟友会全体337人に占める割合は2.8%と低い状況でございますが、5年間での増加率ということを見ますと3人が8人になったということで2.7倍にふえておるような状況でございます。

ちなみに、中濃県事務所管内の狩猟者数622人おられるわけですが、このうち女性は11人ということでございますので、このうち8人が郡上市在住の方ということで、郡上市は女性の狩猟者の方は高い比率でいらっしゃるということがわかつております。

女性狩猟者の新たな担い手としての可能性でございますが、先ほど議員御紹介の狩りガールというふうなことが言われておりますが、こういったものの中身を見ますと、狩猟免許を取得する動機といたしまして、獣害対策への地域貢献ですとかジビエ料理への関心があつてなったというふうなさまざまな条件で免許を取得されたということがあるそうですが、市内の女性狩猟者の中に一部の方から聞いたんですが、畑を荒らすニホンジカやイノシシを捕獲する必要性に迫られて狩猟免許を取得されたというふうな方が多いというふうに聞いております。自営農業などに従事する女性が狩猟免許を取得されれば、わなの見回りなど日常の管理も随時行うことができますので、地域ぐるみの捕獲体制の強化につながるものではないかと思われま。また、捕獲した獲物を使ったジビエ料理ですとか、女性の感性を發揮した商品の開発、普及活動も期待されるところでございます。

いずれにしても、郡上市といたしましては男性、女性、区別せずに有害鳥獣捕獲を進めるため、狩猟免許の取得の支援、例えば森林・林業人材育成事業というこれは市単の事業でございますが、2分の1以内で10万円を上限に取得費を助成しておりますし、また県のほうの岐阜森林環境税

を活用しましたわな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業というものがございますので、こういったもので狩猟者の免許取得を支援し、狩猟者の増加に努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(2番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。

今の御答弁の中で、高齢化による影響は今はまださほどないというふうなことではございましたが、やはりこの先10年、20年考えたときには、本当に非常に高齢化の影響がかなり出てくるんじゃないかなと思います。

先日、敬老会にちょっとお呼ばれをいたしまして行ってきましたが、中で年配の方が非常に獣害に対する被害がまだまだ多いということを言われました。せっかく畑仕事で一生懸命つくった作物が荒らされてとっても困る。これが生きがいやという方も中には本当にたくさんみえます。市が決して整備をされていないわけではないです。私もいろいろ、市はこれだけ一生懸命やっています。いろんな設備整備のこともお話もさせていただきましたし、広報にもきちんと周知されるようにPRされているということも言いましたが、すぐ結果がやっぱり欲しい。また猿が出てきてとってもかなわんというのを何度も何度も言われましたので、ぜひやっぱりそういったことを周知も必要なんです。本当に隅々までこうやって整備をさせていただければなというふうにして思いますので、また今後ともよろしくお願いをいたします。

時間をかなり余しましたが、すんなりと質問を終わらせていただきます。

どうも丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、9番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

9番 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） それでは、議長の発言の許可をいただきまして一般質問を行いたいと思います。

私の今回の質問は大きく一つでありまして、在宅医療、介護についてということで地域包括のことでございますが、質問するという事で通告しましたが、後から調べてみますと質問すること自体が難しくて、どんどんどんどん余計泥沼に入っていくような状態でございますけれども、基本的なところからお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、大上段から行きますが、日本のどこに住んでいてもひとしい行政サービスを受ける権利があるということは法が示しておるとおりでございますが、私たち行政の組織に少しでもかかわっている者は、常にその相反する考えに悩みながら、時には国の方針に従い、あるいは財政状況を鑑みながら許される条件の中で最も効率のいい住民サービスを探っていくのが任務だと思っていますが、これは大変悩ましいことでございます。できれば、よそよりいいサービスを行えるよう、また特に教育や福祉において地域の差があってはならないし、そしてまたよそより厚いものでありたいと思っています。

そういうジレンマの中でのミッションが私たちの義務だと思っておりますけれども、そんな中で少子・高齢化の進んだ現在、学校はどんどんどんどん生徒数が減り、存続の危機に陥る地域の問題や、あるいは福祉の問題が深刻化してきて、その財政と住民サービスのジレンマはより深刻になってきております。

今回、在宅医療と介護についてということを質問したいと思っておりますけれども、それは国は少子・高齢化の社会情勢の中で下支えする人口が減り、そして片や膨らむ一方の医療費と介護の費用を抑えるためか、地域包括支援や、あるいは地域医療構想などいろいろな政策を行っていますが、ただ、団塊の世代が75歳を迎える2025年に備えて対策が必要なことは私もよくよく理解できます。ですから、それに備えて私たちの地域の医療と介護の将来構想をデザイン、設計し、国や県の枠組みを検討しながら、個々の医療機関の完結型ではなく、急性期からターミナルまでを地域一体型で、それこそ住民の要望に最大限に応えることができる地域の枠組みを広く議論を起こし、決めていくことが重要であると思います。

そこで、私も地域医療の長期構想を議論する場に参加しておりますが、あえてここでまた質問いたしたいと思います。

国は、地域医療構想を打ち出す中で、高度急性期あるいは急性期、回復期、そして慢性期を在宅としております。この在宅医療とは、本来、昔は呼吸機器や栄養注入、あるいは腹膜透析など限られたものでありました。これから到来する団塊の世代が高齢者となるに従い、現在の医療施設のパイでは受け入れることが不可能になってしまうために、回復期を過ぎたら寝たきりであっても家に帰しましょうと在宅での医療サービスを拡充したものであると思います。

そしてまた、在宅というのは昔は患者の要望に即して行うものでございました。今では、寝たきりや認知症などの家族の負担を軽減することを目的に介護保険などが設置され、施設で受け入れるようもともと整備されてきたものでありましたが、現在では介護も医療も患者や要介護者の家に帰りたいとの声を重視する立場に逆転、転換してきたのは驚きであります。

そこで質問ですが、終末や在宅を希望される具体的なデータというのが市や国にありますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 今の御質問にお答えしたいと思います、市のほうではことし、第7期の介護保険事業計画と高齢者福祉計画を策定するために、高齢者の方のニーズを把握するために、昨年度調査をいたしました。ちょうどことしの1月なんです、高齢者の方2,000人を対象ということで、この時点で介護保険サービスは使ってみえない方に対して調査を行いました。

この調査の中で、ストレートに終末期をどこで過ごしたいかといった直接的な質問はしていませんが、同類の質問といたしまして、介護が必要になったらとか、もしくは認知症になったらどのように生活をされたいですかという御質問しました。その結果、回答のあったのは2,000人のうち1,597人でしたが、自宅で家族の介護により暮らしたいとか、自宅で介護サービスを利用しながら暮らしたいなど、まず自宅を中心とした生活を望む方は全体の55.8%みえました。また、施設とか高齢者向け住宅などで暮らしたいと回答された方は21.1%、わからないと回答された方は16.4%ありました。

また、終末期の過ごし方については、県のほうでも昨年度調査されて、これは在宅医療・看護に関するアンケート調査ということで、回答者は588人となっております、この調査の中で質問ですが、「仮に死期が迫っていると告げられた場合、療養の場所はどこを希望されますか」という質問がありました。その回答としまして、588人の方の中で約50%の人が「自宅で療養して、必要になれば入院したい」というふうに答えてみえます。「最期まで自宅で療養したい」と答えられた方は11%でした。

そして質問の一つに「あなたは最期まで自宅での療養ができると思いますか」というような質問に対しては、57%の人が最期まで自宅で療養することは「困難である」と答えておられました。その理由の多かったものは「介護する家族に負担がかかる」というのが94%と多く、その次に症状が悪化したときにその対応として自分自身も、そして家族も不安であるという回答が68%ありました。

これらの結果から、最期まで自宅で生活を望む人は大変多いかと思うんですが、家族への負担や不安というところから考えて、現実的には難しいと答えている方が多いというような結果になっておりました。

以上です。

（9番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

こういうアンケートというのは、昔、健常者に、あなたはもしがんであと3カ月という余命を告知されたらどうしますかという、健常者に聞く場合と、実際に自分ががんになったって告知された

場合というのは多少はまた数値も違ってくるところがあるんですけど、高齢者に聞くということでそんなに差異はないかなとは思いますが。

それで、あるいは国がその療養病床を廃止の方向を打ち出したというのはかなり前に聞いてはあったんですけども、依然としてその療養病床というのは存在するんですけども、以前、市民病院からの説明受けましたところでいうと、2017年に設置基準を迎えるために廃止の方向で議論しているというふうにございますけれども、今後どのように考えておられるか、あるいは県内や市内の状況というのはどうなっておるのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

郡上市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、経緯から説明させていただきます。

2025年、平成37年なんですけど、人口のボリュームゾーンである団塊の世代が要介護になる確率が高まる後期高齢者、これに移行してくる年であります。その数は、2015年の約4割増しと、平成27年が1,600万人です。約2,240万人ぐらいということになるということで、さらに介護費用も現状の10億から21億円へ膨らむと。また、専門職については38万人不足すると、このような推定もされております。

このため、従来から国においては社会保障費の低減等を主な目的としまして、施設から在宅への流れを推進し、そのための報酬改定による誘導や医療と介護の連携、地域単位でのケア等を進めてまいりました。

さらに、2018年度、平成30年度には6年に一度の医療報酬、介護報酬の同時改定が行われるということで、その際、抜本的な改革を行い、さらに徹底するための仕組みである効率的かつ質の高い医療提供体制の構築ですとか、地域包括ケアシステムの構築が行われる見込みであります。

現在、療養病床の種類は2種類ありまして、医療法に基づく医療療養病床と旧介護保険法に基づきます介護療養病床があります。このうち介護療養病床については、医療療養病床と入院患者の状況に大きな差が見られなかったというこのことから、平成18年の医療保険制度改革の中で平成23年度末の廃止が決定をされたということでございます。その後、老健施設等への転換がなかなか進まなかったと、こういう状況を踏まえまして転換期限が平成29年度末まで6年間延長されたということですが、平成30年度の医療報酬、介護報酬の同時改定の折には、介護療養型の病床は完全に廃止をされることになって新しい施設類型が提示をされておるといような状況にあります。

ところが、郡上市民病院につきましては、保有していますのは医療療養病床でありまして、制度自体がなくなるものではありません。しかしながら本来、20人に1人という20対1という看護師の人員配置が求められているところを、今日まで経過措置として25対1という少ない人員での運営が

認められてまいりました。この結果、経過措置が2017年度、平成29年度末で終了するという見込みであります。これは人員増とか経営にもつながる圧迫をするようなものでもあります。

現段階で詳細は不明なんですが、今後は20対1の人員配置による医療療養病床を選択するか、それとも介護老人保健施設などに転換するか、また新たな施設類型として長期療養を行う医療提供施設である医療内包型という施設、もしくは住居と医療機関を併設して医療を外から提供するような併設類型の医療外付型に転換する必要があるということでございます。

市内の医療療養病床につきましては、鷺見病院に48床、それから八幡病院に27床、それから郡上市民病院に50床ということで合計125床、現在あります。鷺見病院、それから八幡病院についても、市民病院と同じく医療療養病床であります。新たな施設類型に今後転換することもあるかもしれませんが、現在のところは療養病床の廃止は考えてみえないというような考えをお持ちです。

それから、市民病院につきましても、今後の経営状況や国の動向等によるところはありますけれども、現に身寄りのない方や身寄りがあっても遠くにお住まいの方が現にみえるわけですので、公立病院としての役割も踏まえた上で、今後、何床かの休床はあるかもしれないですが、療養病床自体を廃止することはないようにしたいというふうに考えております。

また、県内の状況につきましては、公立病院に限ってのことなんですが、9月現在で療養病床を持つ3病院あるんですけれども、こちらも現在のところ、療養病床の廃止については考えていないということです、よろしくお願いします。

(9番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 兼山悌孝君。

○9番(兼山悌孝君) ありがとうございます。

ここら辺からだんだんだんだん茶畑へ入っていくとか頭の中こんがらがってくるんですけれども、もともと介護保険法を改正したら医療のほうまで変わってきたりという中で、実際、受給者というのはサービスによって、こっちは介護保険から出る、こっちは医療保険からという混合型なんですよね、地域包括というのは。後期高齢者のように出し合ってその中で一つの保険をつくったほうがわかりやすいと思うんですけれども、本当にここら辺から茶畑へ入っていくんです。

療養病床の中には介護型とそれから医療型というのがあって、介護型が今回は廃止の方向で行くということで、経過措置として3年から6年は見ながら新たに3つの受け皿をつくっていくというような方針らしいですけれども、サービスが細かく入っていくにつれて、余計その難解になっていくんですね。職員の皆さん、本当に大変だと思います。

それで、一口に在宅医療や介護といっても非常に今のように奥が深くて、市内の全体の受け入れ体制などは広い地域のどこでも、そしていつでもカバーできる体制というのは、そういう必要なサービスというのは人材や技術など、これからはなかなか完璧なものは不可能だと思いますけれど

も、現状はいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） では、お答えしたいと思いますが、議員おっしゃられるように大変広い地域で、介護保険でいえば同じ保険料を払っているなら、どこでも、いつでも同じサービスを受けられるというのが一番理想とするところですが、ここの答えの中では、皆さんはやっぱり住みなれたところで最後まで暮らし続けたいというのは多くの方が希望されることだと思いますし、在宅で生活を続けていくというときには、必要なときにやっぱり医療のサービスと介護のサービスというのは双方を使っていただく。効果的という言葉が適切かどうかわかりませんが、両方やっぱり使っていただくことが大変重要になるかと思います。

まず、介護保険のほうのサービスを中心にお話をいたしますが、介護保険のサービスでは在宅を支えるということでは在宅サービスと、あとはどうしても在宅で困難なときは施設サービス、大きくまず2つに分かれます。その在宅サービスの中では、通所介護や通所リハビリといったような通所型のサービスと、訪問介護、ヘルパーさんとか、訪問看護、看護師とあと医療的な資格を持った者が訪問するんですけど訪問看護といった訪問型のサービス、そしてやっぱり施設に1泊2日とか1週間とか短期間宿泊するというショートステイのサービスがあります。また通所と訪問、ショートステイを組み合わせた複合型のサービスというのも小規模多機能型居宅介護という、またいろんな名前のものが出てきております。複合型のサービスも出てきております。

サービスの利用に当たりましては、利用者の方お一人お一人の介護を必要とする状態が異なりましますし、また、その生活環境も違いますので、介護保険でサービスを使おうとすると当然お一人お一人の担当のケアマネジャーがつきます。そのケアマネジャーが利用者さんの状況、御意向、家族の御意向も酌み取りながらケアプラン、サービス計画を立てて、それに基づいてサービスを提供する仕組みとなっております。

在宅で介護とか療養を行っていく上で、家族の方とか御本人がやっぱり一番心配されることの一つとして、夜間とか休日の対応してもらえるのか、サービスが提供してもらえるのかということだと思います。

介護のサービスでは訪問介護や訪問看護が対象となりますが、訪問介護、ヘルパーの事業所でする市内には8カ所ありますが、多くの事業所で就寝前ということは利用者の方が就寝前とか早朝の介助とか休日の対応は可能となっております。大半の事業所が年末年始を除いて大半が365日対応です。また、その年末年始でも相談に応じますよということで、本当に幅広いところでの対応をしておっていただけます。

訪問看護についてですが、24時間連絡対応をしている事業所が大半です。連絡対応ですので、状

況によって依頼があればすぐ飛んでいくのではなく、身体状況を確認した上での対応が可能というふうなところとなると思いますが、そういうようなところの事業所があります。

また、サービスの提供エリアということですが、郡上市は広いところですので市内全域を、訪問介護とか看護が事業所として市内全域を訪問事業の提供エリアとしているところも多くはありませんが、とほいうものの、なかなか例えばすごく冬で雪が降って積雪があるところで夜中に30分の訪問に来てくれといったときに、どこまで現実的に対応できるかということはいろいろ問題は出てはきているところも現実にはあります。

さらに在宅での生活を支えていく上では、先ほど話した医療というところが大変重要となります。医療と介護の連携が不可欠でありますし、その点については郡上市は幸い、本当に郡上市医師会が積極的に取り組んでいただいております。地域包括ケアシステムの構築のためにさまざまな事業が進められておりまして、市内の医療と介護と福祉の関係者による地域包括ケアネットワーク推進協議会とか、医療や介護などにかかわるスタッフの顔の見える関係づくり、これが大変重要なことだと思います。あと情報共有のためのツールを一緒につくったりとか、医療、介護の情報を広く市民の方へ周知するための活動も行っております。この協議会のほうでは、24時間在宅医療、みとりですよね。24時間在宅医療の提供についても意見がやっぱり交わされておりまして、今後、具体的にどういう条件を整えば、このような24時間在宅医療ができるかというようなこともこれから検討がされる予定となっております。

郡上市の健康福祉部のほうでは第2次郡上市健康福祉推進計画がありまして、この計画理念に対する指標の一つとして「住み慣れた生活圏域で最期を迎えることができる」ということを挙げております。安心して暮らし続けられるということは、自分の人生の最後までできるだけ住みなれた生活圏域です。なかなか自宅といかなくても近いところにいることができる。具体的には隣近所の人が訪れて顔を見に来ることができるような、そういう範囲で最期を迎えることができるということが望ましいと考えております。

でも、こうしたことを実現するために、やっぱり本人、家族、市民の方、そして保健・医療・福祉サービスなど地域総力戦で支えるというようにところで地域包括ケアの構築につきましては今後とも努力していきたいと考えております。

以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

先ほど郡上の医師会の先生方がかなり積極的にやっただけでおるということで大変ありがたいことだと思うんですが、要は地域包括というのは地域のビジョンなんですね。グランドデ

ザインがなかったらやはり、愛知医大の学長さんやったかな、要は政策に押されて指令塔がしっかりせんと、それこそひどいことになりますよというような警告を出されておったんですけども、そういうことだと思うんです。医師会の方が一生懸命やっておられて、各種団体をまとめておられるというのはわかるんです。その中にはどんなものがあるかという、今の医師会のほかに歯科医師会あるいは薬剤師会、それから看護師、栄養士、行政、それからケアマネ、介護士。介護士といったって今の通所とかいろいろ介護なんかがあるんですけども、それから理学療法士、それから民生児童委員、社会福祉協議会等々、ここに住民が入らないかんと思うんですけども、そういう関係団体がいっぱいあって、その中で市の地域に合ったグランドデザインを築く。それは誰が、どこが司令塔になるかというのが大事だと思うんですね。

ましてや郡上というのはやはり広いところですので、在宅医療というのは入院と外来の中間ぐらいの報酬になるんですかね。けれどもコストというのは近いところでやっていければ手軽なコストで済むんですけども、遠いところへ行ったら余計コスト高くなるわけですね。そうすると、町なかとかこういう郡上の広いようなところではまた違うと思うんです。

そんな中で、一つまた最後にお聞きしたいんですけども、これから充実するに向けて、郡上の実情に合った対応や課題とするものはどういうふうにやっていかれるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） では、お答えしたいと思います。郡上市のような広い広範な地域では、気候的にもやっぱり雪が多いとか少ないとかそういうところもありまして、あと市街地と山間地の交通の便など、そういう生活環境も大きく違いまして、高齢者の介護とか生活に関するニーズも違いは見られております。例えば特に雪の多い地域では、冬場になるとやっぱりショートステイの利用がちょっと伸びるであつたりとか、生活支援面についてのニーズとしては雪かきというようなところがやっぱり多くはなっております。高齢者の方のニーズに沿ったサービスの提供、これは介護サービスばかりではありませんが、サービスの提供とか生活支援を進めていくということも必要ですが、一方ではそのサービスを提供する側の人材不足ということも議員もおっしゃられておりましたが、やっぱりその辺も深刻化しております。

今後、高齢者を支える現役世代がだんだんと減少していくことは予測されますが、その中で郡上ではどういった支援体制を構築していくかというのが大変大きな課題でありまして、まさにことし、30年度からの第7期介護保険事業計画であつたりとか、高齢者福祉計画であつたりとか、その策定を進めておりましたが、ニーズ調査は一つの調査ですし、あとは介護サービスの提供状況であつたりとか、事業所の方からのヒアリングであつたりとか、そういうふうなところもやっております。

今後、要支援の方とか要介護者の方の動向を見ながら、高齢者の方の在宅生活を支えるためにど

んなサービスがどの程度必要なのか、また施設入所が必要な方のためにどんな施設をどれだけ整備していくのかということも、本当に今慎重に、皆様方の御意見もいただきながら検討しているところですので、また計画に当たりまして具体的な施策を示していきたいと考えております。

(9 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9 番（兼山悌孝君） ありがとうございます。

先ほど介護型のお話を聞いたんですけれども、医療型の療養というのは大体2カ月から3カ月ぐらいで基本的には出ていただくということで、慢性期の施設なんですけれども、そうするといろんなところで言われておるんですけれども、やはり郡上のような老人世帯の多い中で在宅に向けようといったってなかなか、幾らその本人がうちに帰りたいと言っても受け入れる側が多分無理な方が多いと思うんですね。ケアマネさんというのは介護のためにおられるわけなんですけれども、例えば医療のほうのうち帰ってくださいと言ったって、そのときにケアマネさんはどうするんだろうというような僕らとしてはそんな心配があるし、また一般の方って余計そんな心配をされると思うんです。

大変難しい話でこれ以上聞くこともわからんですけれども、勉強してまた機会があったら質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

どうもありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時15分を予定いたします。

(午後 2時02分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時13分)

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君の質問を許可いたします。

13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、郡上市の斎場の運営方針についてお尋ねをいたします。

先般の全員協議会において、郡上市の斎場における運営方針、これはまだこれから協議ということで案ということだと思っておりますけれども、その運営方針の説明がありまして、斎場待合室の例外的な利用方法として、福祉的観点から、お葬式にはいろいろな様式といいますか方法があるわ

けでありますけれども、直葬という方式の火葬が利用できるよう使用制限を緩和したいということでありました。

配付された資料によりますと、この直葬方式ということは、通夜や告別式などの儀式は実施せず、自宅または病院から直接斎場へ御遺体を搬送し、火葬を行うものと定義されておりまして、斎場では一般の参列者を伴う通夜や告別式を行うことができないと、そういうことであります。

そうした旨の方針が示されたわけでありますが、その実施に向けた条件整備などの取り組み状況と今後の課題、市内には複数の葬祭業者の方がおられるわけでありまして、その関係者の反応と実施するということになればそれに向けた協力体制はどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

（仮称）郡上市北部斎場につきましては、11月下旬の竣工へ向けまして予定どおり建設工事が進んでおり、今般の議会では北部の拠点斎場としての名称決定、あるいは待合室の御利用に係る無料化などにつきましての設置条例の一部改正の御審議をいただいているところでございます。

御質問の斎場運営方針につきましては、主に待合室の利用に係ることではありますが、斎場基本計画において示されているとおり、この待合室は火葬の開始から拾骨までの間に御親族や関係の皆様が心静かに休んでいただく場としての位置づけを明確にさせていただきました。そのことが去る6月の市議会全員協議会での御説明であり、これまでの自治会、支部長会あるいは振興事務所長会、また市の政策会議等で協議してきた結果として、この方針を持ったものでございます。

既に南部では、今年度初めから南部4地域では八幡斎苑さつきに集約をさせていただきました。また、当面は北部地域におきましては、大和、高鷲の斎場は維持できますけれども、今後、郡上市の斎場が南北2カ所を拠点とするということになりますので、今までよりはより遠いところからの斎場へのお越しになることになるために、ますます快適で心静かに休んでいただける待合室という、ここでの御休憩が大事になってくると思われます。こうしたことから、これまでの待合室の有料使用につきましても無料に転換をしたいと考えているわけでございます。

なお、御指摘の直葬につきましては、待合室の例外的使用として福祉的配慮が必要とされる場合、直接火葬に付されるようなケースでは火葬までの御遺体の安置と、それから簡易なお参りもできるということとしたものでありまして、規則改正の中では具体的に生活保護法の適用を受ける者が死亡したときと身寄りがなく自宅もないような場合に市長が認めて使用をしていただくということを想定をしております。

したがいまして、市として直葬を推奨するような意図はありませんし、コミュニティを薄めるような結果を望んでいるものではございません。やむを得ない事情への特例使用という限定的な対応

と受けとめていただきたいと考えております。

また、葬儀業者についての御質問もありました。

説明会を行ったわけでありますけれども、特に強い御意見や御主張はあったわけではありません。むしろ市としては、みんなでやрмаいか！郡上の元気・やる気条例のその目的に鑑み、業として葬儀一式や通夜等の一式をお世話をいただいている分野に公的参入することはしないということと、また直葬においてもいろいろなものが必要になりますので、そこにおきましても市内の事業者の役割を生かしていただくと、こういうことを考えているわけでございます。

この点につきましても、関係の皆さんにも御理解いただけるものと思っております。よろしくお願いいたします。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 取り組み状況について、あるいは市内業者の方の理解ということもよくわかりました。

質問の中でも触れましたけれども、最近では葬儀のあり方といいますか、多様化をしているというふうに思います。いわゆる従来のような葬儀に加えて家族葬。家族葬といってもこれまでのような葬儀を縮小した形での葬儀だと思いますが、そうした家族葬でとりおきをされる家庭もありますし、そして今取り上げました直葬。通夜も告別式も必要ない、静かに送ってくれというそういう方もあると思いますし、密葬という形式もあろうというふうに思います。

今ここで待合室の使用方針を変えながら、特に生活に窮してみえる方のそうした葬儀について、福祉的な立場から便宜を図るということは、これは私は悪いことではないというふうに思いますが、今言いましたように経済的なことばかりではなく、例えば宗教観とか死生観とかそういうことで直葬でとりおきを願っている方もあるということは現実でありますので、郡上市が斎場において経済的な事情があり直葬を認めるということが前面に出ると、そんなら例えば生活保護の適用の条件というのを緩和して、誰もがそうした方法でできるようにしてもらいたいというような恐らく要望が出てくるんじゃないかと思っておりますので、今回のことはこれから議会での協議であります。これはあくまでも直葬ということよりも福祉葬であると。福祉の面での葬儀であるというようなことに重点を置きながら市民の皆さんに私は説明していただきたいなというふうに思っております。

このことは、ちょうど条例改正にもかかわってのこれからのことですので、以上とさせていただきます。

次に、交通弱者に配慮した地域公共交通の構築についてということでお尋ねをします。

今回の一般質問では、現在、今、市で取り組んでみえます地域公共交通網形成計画に関する質問者が多いわけでありますけれども、私もその一人として質問をさせていただきます。

郡上市は、御存じのように県下で2番目の1,030平方キロメートルという広大な面積を有しておりまして、そこに点在する集落も多く、少子・高齢化と人口減少が進む中で、ひとり暮らしや夫婦だけの高齢者世帯がふえているように感じております。

そうした中、車が運転できない高齢者の交通の移動手段は、公共交通機関の鉄道とバス、民間業者のタクシーなどであります。そうした方々が日々、安心で安全に生活するためには、通院や買い物などで移動するときの利便性の向上が最も重要な課題となっております。そうした視点から、いわゆる交通弱者という言葉が適当かどうかわかりませんが、そうした交通の面で困ってみえる方々に配慮した地域公共交通の構築について市の考えをお尋ねいたします。

先日、私、かかりつけ医院で受診の順番を待っていたときに、私より年上の夫婦ですのであえて老夫婦と言わせてもらいますけれどもその方が、私らは家族の者がここまで送ってくれたり迎えに来てくれるので通院ができるけれども、近所にはひとり暮らし、あるいは老夫婦で車もなく、通院ということだけでも大変な生活やと。そんなことを思いながら、何とかそういう人に通院なんかを安心してできるようにしてあげないかなのではないかなというような宿題をもらいました。

そういうことで、今回私は地域公共交通の福祉の面といいますか、本当になかなか通院も買い物も窮しておるという人の立場に立って質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

そこで質問ですけれども、ひとり暮らしや夫婦だけの高齢者世帯の人が通院や買い物などで目的地までの移動を自分たちだけであるということは非常に困難ですので、高齢者福祉における生活支援の観点からも最善の配慮が必要であると思っておりますが、福祉行政の立場からその現状をどのように把握しておられるのか、お尋ねをいたします。

そして、地域公共交通の今後のありように対する取り組みをどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） では、高齢者の足ということで福祉的な観点からということでお答えをいたしますが、高齢者の交通に関する傾向とかニーズは、先ほども議員の質問の中にありましたことし1月に市内の高齢者2,000人を対象といたしました日常生活圏域ニーズ調査から読み取ることができます。

ここでの有効回答数は1,513人になっております。この調査の中で、外出する際の移動手段は何かというような質問がありまして、その回答では「自動車を自分で運転する」が61.1%、「誰かの自動車に乗せてもらう」が27.9%と多かった反面、公共交通では「バス」の利用が9.3%、「タクシー」が4.3%、「長良川鉄道」が2.8%と少人数の状況でした。

また、食料品や日用品などの買い物については「不便を感じている」という方は19.4%でありま

した。不便を感じてみえる内容といたしましては、「近くに店がない」というのが大半でありました。「バスや鉄道が不便」とか「車がない」「運賃が高い」といった移動手段に関する回答もありました。

このようなアンケート結果からは、郡上のような山間地域では移動はどうしても自動車に頼らざるを得ない状況であったりとか、買い物などに出かける際の交通の不便を感じている高齢者が多くみえるということがわかりました。

福祉の観点というところですが、特に高齢者のところの生きがいづくりとか介護予防という視点で私たちは捉えてみますと、やはり高齢者の移動手段の必要性は大変重要と感じております。高齢者が自宅に閉じこもることなく外出して地域の方とかかわりを持ち続けることは大変重要であるということはさまざまな調査でわかっております。

先ほどのニーズ調査の中で、質問の中に介護予防の中で地域でどのような活動があったら参加したいですかという質問がしてあります。この中で、高齢者同士が触れ合える交流の場があったら参加したいとお答えになられた方が31%と一番多かったです。ということから、高齢者の外出や交流のきっかけとしては、各地区の中にある高齢者サロン等をやっぱり充実させていくということも大変必要であると考えておりますし、要はこのサロンに通うための手段というようなところも課題になってきております。現状としては、サロンを運営してくださる方が集めたりとか乗り合わせで皆さん見えたりしている状況がありますが、今年度から配置しました生活支援コーディネーターというのがおります。そのコーディネーターを中心に、今後、サロンのような通いの場へボランティア等による送迎支援の仕組みづくりについて検討を進めていきたいと思っております。

以上のように、高齢者の移動支援につきましては、公共交通の整備といった面と地域の中での助け合いの仕組みづくりといった両面でやはり進めていくことが必要であると考えております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 先日開催された市の地域公共交通会議に傍聴させていただきました。そこでは、先ほども、それからきょうのやりとりの中でもお話ありますけれども、策定作業が始まっております郡上市地域公共交通網形成計画についても委員の皆さんが、国あるいは地域、地元の業者、それぞれの立場で熱心な協議をされているという印象を感じました。

そして、そこでアンケート調査の結果が配付されたんで私も1部もらいましたが、今、部長が答弁の中で示されたとおり、市民の皆さんが主に利用している交通手段は、これ複数回答でしたけれども、自分で車を運転するというふうに答えた人が8割であり、その次に家族など他の人に車で送迎してもらうがあり、徒歩や自転車というふうに続いて、本当に公共交通機関を利用していると

答えた人は、2,000人対象のアンケート調査でしたけれども、きょうも答弁があったように1割にも満たん方が公共交通を利用して移動しているということで、私が今回取り上げたことも、本当に少数の方の悩みなんだということはと思いますが、少数がゆえに何とかしてあげないかんということを感じながら質問に立っております。

そして、今、部長からは日常生活のいろんなことでの移動ということでしたけれども、特にやっぱりそうした高齢者だけの世帯、あるいは高齢者のひとり暮らしの方が困って見えるのは、通院であるとか買い物ということであろうというふうに思います。これまで郡上市でもケーブルテレビを活用していわゆるテレホンショッピングのような形での実証実験もありましたし、商工会ではバスを利用したの買い物の実証実験等もありましたけれども、なかなか定着するまではいきませんでした。

そこで現在、高齢者福祉ということでは地域包括ケアの構築が進められておるわけでありまして、今、部長から答弁があったとおりでありますけれども、特にひとり暮らしや夫婦だけの高齢者に対して通院や買い物の生活支援の観点から、福祉の光といいますか、そういうことでしっかりと守ってあげるといいますか便宜を図っていただくようお願いをいたしたいと思います。

次に、これも先ほど既に同僚議員の方から質問があったことでもありますけれども、それはNPO法人なんかで最近、移動サービスを試みえることの質問です。

郡上市のホームページには、地域公共交通会議の会議要録というのが掲載されておまして、その中でNPO法人が運営する高齢者の送迎活動が公共交通を補完する移動手段として紹介をされております。石徹白の方がこういう活動をするとする事例を発表されていたように思いますけれども、そして今月号の広報郡上に平成22年度から明宝地域を拠点に福祉移送サービスを提供する住民の活動が掲載をされており、そのNPO法人の主宰者によると、利用者はここ二、三年で大幅にふえたということ。そして、地域のニーズの高まりは確かに実感しているということがコメントとして載っております。

そこで質問ですけれども、地域住民のそうした自発的な活動をどのように評価し、今後策定する、現在策定中であります地域公共交通網形成計画の中での支援策など、そうした位置づけへの見解というのはどのようなものであるか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） NPO法人等が運行する交通手段というかボランティア輸送、そういったものについてどういうふうに考えているかということでございますけど、議員が言われましたように、現在、石徹白地域のところでNPO法人が高齢者の方の買い物であるとか通院の支援の輸送活動を行っております。それから、明宝地域におきましては福祉有償運送というのを行っており

ます。

この石徹白地域のNPO法人がやっている活動でございますけど、これにつきましては道路運送法、そういったところの適用を受けないということで無償のボランティア輸送という形で活動を行って、買い物であるとか通院支援をしている、そういったものでございます。

一方、明宝地域につきましては、道路運送法の許可を受けております。これは福祉有償運送というところでございまして、この福祉有償運送といいますのは、利用できる方が身体障害者や要介護者を対象としておりまして、健常な方は利用できないと、そういうものでございます。

それから、特に福祉有償を利用できる方の要件としまして、他人の介護によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難である方であるということで4項目ほど条件が規定されておまして、こういった方が利用できるということになっております。

こういった取り組みにつきましては、市が行っております自主運行バス、あるいは事業者が行っております路線バス、そういったところでカバーできないところについての運行を担ってもらっていることから考えますと、非常に有効な交通手段であるということは確かであろうというふうに認識しております。

それから、NPOが運輸局の許可をとってやろうというところについての場合ですけど、有償運送しようとする場合には2種類の輸送方法がありまして、一つは公共交通空白地有償運送というのと、それから今ほど申しました福祉有償運送というふうに2種類ございまして、先の公共交通空白地有償運送というのは公共交通空白地の地域住民などで組織する法人に会員登録した方を中心として利用することが可能なものということで、法人を組織しまして、その会員となっていた方が利用できると、こういうようなものの輸送システムでございます。

この折でございますけど、料金についてはタクシー料金のおおむね2分の1以内というこういった範囲のところで活動してくださいというようなものでございます。

福祉有償につきましても先ほど言いましたとおりで、料金につきましては同じで、おおむねタクシー料金の2分の1程度でやってくださいと、こういった規定があるものでございます。

こういったことがありますので、こういったことから公共交通網形成計画の策定につきましては、利用者の聞き取り、それからこれから始まる座談会等でさまざまな意見や要望、そういったものを収集しまして、少しでも効率的で皆さんが望むような形の計画にしていきたいと思っておりますし、今言いましたようなNPO法人の活動、こういったことも輸送の方式、こういったものもよく検討しながら計画の中に盛り込んでいけたらいいなというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） そうしますと、従来の路線バスあるいは自主運行バスに加えて、今こうした住民の中で困っている人たちのためにということで取り組まれておる、無償にしろ有償にしろ、そうした移送サービスということについては交通網形成計画の中で何がしかの位置づけはしていくということと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 必ずしも今言われた全てが位置づけされるとか、その辺のところは規制の法のこともありますし、その路線ありますので、これから進める公共交通会議、あるいは地域の意見、そういったものをお聞きした上で、取り入れるべきものは取り入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

（13番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） よくわかります。法的な規制もあると思うし、地域の事情もあると思うし、ただ、地域によっては今、このやりとりをした移送サービスが有効な手段であって、地域の皆さんもそれに協力的であるということであるならば積極的に取り入れていっていただきたいというふうに思います。

次に、今度の質問は既にやりとりがされたことでありますけれども、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

郡上市内のタクシー業者の減少が予見されておりますが、「観光立市」を目指す郡上市におけるタクシー業界の存在についてどのような見解であるか、お尋ねをいたします。

また、これも同僚議員から質問がありましたけれども、美濃市の「のり愛くん」という乗り合いタクシーの制度が大変好評だということ。これも地域公共交通会議の会議要録で出ておりました。

そこで、タクシーなどを活用したデマンド交通のメリットとデメリット。そのデマンド交通ということを郡上市が取り入れる可能性があるのか。また、取り入れるとすればどのような課題があるのか。今後、導入を進める考えがあるのかということについてあわせてお尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） デマンドタクシーの導入についての考え方ということで、メリット、デメリットはということでございますので、まずメリットのところでございますけど、デマンド交通といいますのは区域運行ということになりますので、予約に応じて、特に路線上を定めて走ることじゃなくて、区域内で運行することもできます。また別個で路線上にとまる停留所をたくさん設けて、そこできめ細かな停留所を設置すると、そういうこともできる区域運行ということになります。そういうことですので、利用者の方にとっては事前に予約を行えば自分の乗りたいと

ころから行きたいところに行きたい時間に行けると、こういったところがまず1点目でございます。

それから、美濃市の場合のことですけど、これにつきましては「のり愛くん」は停留所がたくさん設置してありまして、そこで乗りおりするというこういうパターンでございますけど、この場合におきまして非常に乗り場が現行の路線バスよりはきめ細かく設定されていますので、通常のバスに比較しても乗るお客さんにとっては利便性がよくなるのではないかというふうに考えております。

一方、デメリットのところでございますけど、非常に美濃市に比較しまして郡上市というのは面積が広いということでございますので、「のり愛くん」と同じようなサービスを郡上市全般で行おうとすると非常に車両台数がふえるということになりますし、それに伴う費用が多くなるということが予想されます。

それから、郡上市につきましては非常に路線バスの移動距離が長いという点もございますし、既存のバスとの、公共機関との競合などを考えると、やっぱり全域で運行することは困難ではないかというようなことがございます。そうなりますと、運行範囲が地域になる、あるいは小さな運行範囲になるということになりますので、そういった場合の採算性についてもこれからの課題が出てくるのではないかということを考えております。

それから3点目は、やはり運転手の確保ということが課題でございます。美濃市の場合につきまして現状を見てみますと、9人乗りが3台、4人乗りが2台、計5台をフル活用して運行しているということでございますので、郡上市内で行うことになるとそういった運転手の確保が必要になりますし、先ほども申しましたけど現行のタクシー事業者におきましても自主運行バス等を既に運行していますので、そういったところから運転手の確保が課題というふうになってくるのではないかというふうに思っています。

それから4点目でございますけど、利用者が恐らく高齢者であろうということを想定できますので、高齢者の場合、まず自宅で申し込みはできますけど、帰りの予約する場合において、携帯電話を持っておられればその携帯電話で迎えるところの予約、そういったことができますけど、携帯電話等を持っていない方につきましてはそういった予約することが困難になるということでございますので、行った先でどうやって予約をするかと、そういったところについての仕組みについても考えていく必要があるのではないかというふうに、こういったところをデメリットとして捉えております。

こういったところで課題につきましては幾つかありますけど、バスと比べまして細かくサービスが行き届くタクシーの可能性については、今、国のほうでも検討されているとかそういった状況がございますので、市としてもそういったところをよく検討しながら、この公共交通網形成計画の中でタクシーというものについて位置づけをしていきながら、支援できるとかそういったことについ

でも盛り込んでいけたらいいというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 今の市長公室長が言われたように、タクシーの乗り合いタクシーといいますかデマンド交通のタクシーの活用というふうなことについても、メリット、デメリットはいろいろあるというふうなことで、そうしたことでホームページでいろいろ、大学の教授なんかの論文とありますかそういうものを読んでおりますと、デマンドというシステムを導入しないで通常のタクシーをそのまま活用することが望ましいと。例えば福祉タクシーの制度を取り入れたらどうだということで、この福祉タクシー制度というのは一定の条件を満たす住民に登録をしてもらっておいて、登録者は普通に通常どおりタクシーを利用すると。そして、決められたエリア内でタクシーをおりる場合、登録証を示して、初乗り運賃は利用した人が払うけれども、その差額については、超えた分については市がタクシー業者に支払うという仕組み。そうすると、デマンドのような予約を取りつけたり、メリットもあるけれどもデメリットは解消されるということで、この福祉タクシー制度のほうが自治体が入り入れるには有効ではないかというような学者の論文も読みました。またあわせて御検討をいただきたいというふうに思います。

最後の質問です。

現在、郡上市地域公共交通網形成計画の策定作業中でありますけれども、今取り上げましたように通院や買い物など高齢者世帯が安心して暮らせる生活を確保するためにも、今回の策定中であります地域公共交通網形成計画は大事な計画であるというふうに認識をいたしております。

そこで、日置市長にお尋ねをいたすわけですが、地域公共交通に対する自治体の役割と責務などはどのようにお考えでありましょうか。また、今回の計画にそうした自治体の役割とか責務とか、ここにはまた地域のそうした責任もあると思いますし、市民の役割というものもあると思いますけれども、そういうことについて今回の計画に反映していく方針はどのようでありましょうか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思います。

今回、非常にこの郡上市における地域公共交通に対する御質問が多いわけですが、私もいろいろこれまでの行政の経験の中から、昔はこうした交通行政というものが、例えば陸運局とか陸運事務所とかというようなことで国の行政が大きなウエートを占めていたというような思いがしておるわけでありますけれども、今、本当に地域の皆さんの生活を守っていくためには、この地域における公共交通をしっかりと守っていかなければいけないという時代になってきているというふうに思います。

そうしたことを反映いたしまして、最近でも平成19年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というような法律ができましたし、また平成25年にはこの交通というものをそもそも、これに対する政策の基本を定めようということで交通政策基本法というような法律ができました。こういう法律の中に、国であるとか地方公共団体、その地方公共団体も都道府県と市町村、それから交通事業者、それから国民あるいは住民と、こうしたそれぞれの立場における責務というものが規定をされておりまして、例えばただいま申し上げました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の中には、国等の努力義務ということで第4条ということで、国、都道府県、市町村、公共交通事業者と順番に規定がされているんですけれども、その第3項に「市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない」と、こういうふうに明記をされておるわけであります。

そういうことから、こうした地域の公共交通を持続的に、安定的に守っていくためには、市町村が主体的に取り組むべきであると。もちろん国や都道府県あるいは公共交通事業者の責務も規定されているんですけれども、非常に大きなウエートを持って市町村の責務というものが書かれています。そういうことを今の時代に、こういうことが市町村に求められているんだということをしっかり認識をしながら、そして地域の、市民の皆様方の要望等もよくお聞きをし、今回の公共交通網形成計画の中にできるだけそうした地域の皆さんのニーズに応えられるようにしていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど来、答弁の中に出ておりますように、こうしたことをやっていく場合に、どうしてもつきまとうのは一つは財源といいますかコストの問題でございますので、そうした面、これは究極は市民の皆さんが払っていくということになるわけですから、そうした面でやはりバランスのとれた交通網というものを形成していきたいというふうに思っています。

コストのことを考えなければ非常に手厚い交通の手段を、非常に広い郡上市内においても提供することができるという面はありますけれども、やはり一面、そうしたコストの面等を考えながら、そしてかつ市民の皆さんの最低限の生活の需要を満たしていけるようなというところを考えながら政策を進めていきたいというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 先ほども取り上げましたアンケート調査の結果の中で、運転免許を持っている人の中で約半数の人が返納するかどうかまだわからないというふうにながらも、返納した場合の主な移動手段はバスか鉄道であるというふうに答えておられます。これは運転できるときは郡上市の公共交通のことはあんまり関心ないけれども、免許証返納した場合はそこへ頼らざるを得ん

なというようなことなんだというふうに思います。

今回のこの形成計画の策定に当たって、やっぱり市民も、私たちが今は公共交通を使わなくてもおかげさまで自分で運転できる立場であるけれども、いずれ公共交通を利用して移動せんなんというときが来るということを、やっぱり前もって自覚できるようなそうした取り組みであるということを知ってもらおうということが今回の形成計画を策定する上で一つのポイントかなというふうに思いますので、今は困ってないけれども、いずれは自分の身に降りかかってくるのであるというふうなことを自問自答できるようなこれからの懇談会であり、取り組みであることを願っておりますし、計画の中にもそのことはどうか明記していただくようお願いをいたしまして質問を終わります。

多少超過しまして御無礼しました。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、13番 上田謙市君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで本日の日程は全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでした。

（午後 2時55分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江

